

第3章 戦後日本における郷土美術教育に 関連する研究の動向

2000年1月上旬に開催された「日光の世界遺産登録記念の世界遺産写真の案内」に次のようなことが書かれている。

人類はその400万年ともいわれる歴史の中で、数多くの文化的な遺産を残してきました。また、人類は自然と共存共生する一方で、時に自然を破壊しもしてきました世界遺産は、その普遍的な価値を有する人類の遺産である文化財や貴重な自然を保護し、次の世代に残していくことを目的に、1972年パリで開催された「ユネスコ総会で世界条約」として採択されました。

日本では、姫路城は既に世界遺産として知られている。しかも、数の多くの有形や無形の文化財が京都、奈良をはじめ、全国各地に保存されている。例えば、奈良県立博物館の収蔵品である初期水墨画、栃木県立博物館の収蔵品である室町水墨画、北斎が挿絵を描かれている「潮来絶句集」、石川県の輪島漆芸、岩手県北上市の「和賀大乘神楽」、山形県酒田市の「黒森歌舞伎」などである。これら各地方の風土の結晶は、日本文化の発展の流れにおける時間と空間の座標軸に各自の地位を確立しており、芸術との関わりが極めて密接であることは周知のものといえる。その中でも、美術ジャンルに属するものが高い割合を占めている。

しかし、筆者が行った台湾・日本・アメリカの小学校美術教科書の比較（『美術教育学』第19号p.150参照）と王文純の「台湾と日本との中学校の美術教科書の比較」⁽¹⁵⁷⁾の結果を見ると、これらの日本各地の風土から結晶した美術品や美術技法は、学校美術教育においては、ほとんど取り上げられていないことが分かった。この現象は、世界各国の学校美術教育においては、極めて珍しいケースと考えられる。その理由を探り出すため、筆者は、「日本戦前の学校教育における郷土美術教育」の一考察を端緒とし、戦後の日本の学校美術教育研究に関わる学会誌に収録されている論文の統計・分類を行い、今日までの日本の郷土美術教育研究の動向を一貫して把握し、郷土美術教育研究をこれからどのように進めていくべきか、その方向を見通したい。

この統計・分析のもう一つの目的は、具体的なデータを通じて、学校美術教育が直面したもう一つの大きな問題を指摘したい。つまり、21世紀初頭に実施し始める日本の新しい小・中・高校の教育課程の中で、大変注目されている「横断的・総合的」な特質を持つ「総合的な学習の時間」という新しい授業が

⁽¹⁵⁷⁾ 王文純『中学校の美術鑑賞教育のカリキュラムに関する台湾と日本の比較研究』、筑波大学大学院芸術学研究科博士論文、1995年、174-187頁

取り入れられることについてである。この授業の「地域の人材、教材、学習環境」の積極的な活用の工夫を配慮するべきであるという指針にしたがって、各教科の「総合化・地域化」の動きも活発的に見られている。しかし、上述のように長年にわたり学校美術教育において自国の伝統美術を軽視してきた現況の中で、どのようにして近い将来に地域（郷土）における美術的要素を生かすことは大きな課題である。ここで、二つの仮説が挙げられる。一つは、日本の美術教育者はこの国や各地方の伝統美術・工芸についての研究や論著をすでにある程度累積してきた場合である。この成果をこれからの地域（郷土）に根差す学校美術教育の発展の基盤として応用すれば、さほど問題にはならない。しかし、もし逆の仮説である、地域の美術・工芸に関連する研究はほとんどない場合は、新しい教育課程の実施にともなって、どのような問題を招くかについて真剣に考えなければならない。

筆者は、学校の美術教育は洋の東西を問わず、「創造と伝承」の目的、「個人的と社会的」価値、「自国的と国際的」内容など諸要素の「バランス」をとることが大変重要であると思う。また、文化教育学の視点から、我々は、一つの国、一つの民族、一つの地球に生きてきた。そして、生きていく人類の文化的命脈が永遠に順調に躍動できるかどうかに関して、美術教育が持つ想像以上の影響力を否認できない。

第1節 伝統と文化

1. 「異文化見聞録」と「国際人」

1999年11月8日に発行された筑波大学新聞第201号の「異文化見聞録」に社会学群1年のYさんが「仏で出逢った国際人―自国を誇る人々を知る―」というタイトルでYさんが大学に入るまでの3年間住んだフランスについて、気付いたところをいくつか挙げていた。その中で、Yさんの「国際人」についての考え方の変化が筆者が共感した。

Yさんは、最初、「国際人」について、海外に留学したことがあるとか、住んだことがある、外国語を話せる、外国のことをよく知っている、そういう人が国際人と思っていた。しかし、3年間のフランスの暮らしを経て、フランスの人や、他国の人々と交流を深めていくうちに、彼女の考えが変わった。

彼女は「日本人は少なからず、どこか自国を恥ずかしいと思っているようなところがあるように思う。ところが、外国人は違う。彼らは自分の国や言葉に誇りを持っている。それに、自国の歴史や文化、伝統も熟知し、それを大切にしている。だから、彼らは自分の国について自慢するかのよう話す。それは当たり前のことだった。日本人とは違う。」と述べている。

また、彼らは他の国の人に対して、その人の国の文化や言葉について、勿論、興味を持っている。もし、彼らは自分の国のことについて質問されたときに知らないと思われることを嫌い、答えられないことほど恥ずかしいことはないと思う。当然、彼らが答えられないことはなかったし、その姿は堂々としたものだったとYさんは見ていた。そして、フランスの田舎にホームステイをしたときに経験したことも彼女に強い印象を与えた。あのホストファミリーはフランス語しか話せなかったが、当時、一緒に滞在していたドイツ人と彼女にフランスの食文化や生活がどんなものなのか、ということ自慢げに紹介した。これを通して、このホストファミリーはどれほど自分の国を愛しているかということが心の声として伝わった。

文の最後に、Yさんは、日本を離れて暮らしたことで、日本を冷静に見ることができ、日本のよいところも見えるようになったと述べている。したがって「今の私なら彼らの質問に答えることができる」と思うようになったし、3年間のフランス滞在は、国際人とは、自分の国の良いところも欠点も知っていて、自国の文化を誇りに思う人間であり、それを世界中の人々に自信を持って話せ

る人であると結論を下ろした。

Yさんのような若い世代にとって、外国人の質問に対する日本の長所は、具体的に言えば、上述の「見聞録」によく取り上げられている「文化」のことを指している。もし、そうであるとしたら、筆者は約5年前に出会ったYさんとよく似た経験をしたある日本人の女性のことを思い出した。この人との出会いは、筆者の心の中にずっと印象深く残っている。

約5年前、つくばに移ってきたばかりのある日、筆者はゲストティーチャーとして、近くの竹園西小学校の国際交流活動に参加した。会場で、水墨画の作品が何点が飾られていた。台湾の子どもの水墨画作品を見慣れている筆者は、その場で、今回の交流会におけるPTAボランティアの方に「日本の子どもたちの水墨画作品はなんと美しいのでしょうか」と褒めた。すると、この女性はびっくりして、すぐ否認の弁をとった。彼女は、「これらの作品は子どもたちの作品ではなく、今回のボランティアの中で、水墨画を習っている親たちが、交流会に参加した外国のお客さんに、日本文化に触れる機会を与えようと考えて画いたものです。」と説明した。

そして、彼女は、アメリカに滞在したときのある深刻な経験も聞かせてくれた⁽¹⁵⁸⁾。

「私は家族でアメリカに住んだことがあります。向こうでは、今日のような国際交流活動も盛んに行われている。毎回、このような活動に参加すると、必ず日本文化について質問されたり、教えてほしいと要求されたりしました。しかし、私は学校時代に習字程度しか日本の伝統芸術に触れたことがなかったので、大変窮屈な思いをした。もし、学校で今日のような水墨画の簡単な技法を覚えたら、国際文化交流の集いにとっても役立つだと思います。」と彼女は当時の心境を真剣に述べてくれた。

筆者は、同じ中華文化圏に属する日本の子どもにとって、台湾の子どもと同じように毛筆を使って、絵を描いたり、字を書いたりすることはごく当り前のことだと思っているが、この話を聞いて初めて、日本の学校は毛筆画を教えていないことが分かった。しかし、有形文化財・無形文化財などの文化保存で有名な日本において、なぜ国民が基礎教育を受ける時期に学校のカリキュラムに毛筆画のような伝統的美術技法を取り入れていないかという疑問を抱いたことが、この研究を始めた一つの契機である。

⁽¹⁵⁸⁾ つくばは国際都市のイメージが強い、在住の外国人の数は市の人口の高い割合を占めている。しかも、外国で暮した経験を持つ日本人も多く見られる。

2. 世界遺産と日本美術

(1) 世界遺産とは

まず、世界遺産に着目する意味について、世界的視点と日本的視点で考えてみる。世界的視点で考えると、地球的規模のエネルギー問題や、生態系破壊問題や、環境問題などにより、人類が科学技術の進歩と経済的繁栄のみを追及してきた政策方針に対して反省の契機を与えた。日本においても、欧米の方針に追及し、戦後の高度経済成長はすでに達成したが、自然の破壊や、個性のない街の乱造などの深刻な問題を抱え、欧米各国の反省を見ながら、従来の経済追求を中心とする価値観を見直す契機が訪れようとしている⁽¹⁵⁹⁾。

1972年、第17回ユネスコ総会で採択された世界遺産条約では、従来の文化遺産や自然遺産や複合遺産の保護活動を踏まえ、新たな視野を広げている。その理念は、かけがえのない、世界中に散在している文化遺産、自然遺産、複合遺産を保護することが、世界のすべての人々にとって重要であるという考えである。また、これらの遺産を守ることは、国家や地域だけではなく、地球に住んでいる我々人類の使命であり、極めて大切なことからである。つまり、我々人類の遺産保護の自覚を喚起することこそは、この「世界遺産条約」の役割の一つである。

「世界遺産条約」の生まれた理由は地球のさまざまな、文化遺産、自然遺産、複合遺産は、ある特定の国や民族のものとしてだけではなく、全人類にとってかけがえのない共有する宝物であり、世界中の人々、国々は、責任をもって協力して保護すべきであるということである。そして、全人類にとって普遍的な価値をもつ、文化遺産、自然遺産、複合遺産からなる「世界遺産リスト」を作成することを定め、国際協力によって、事業を推進している。

「世界遺産」という概念は、文化の多様性とあらゆる文化にそれぞれの固有の価値を認めることに基づいたものである。このような主張について、「日本人が従来考えてきた、東西文化というパラダイムを超えなければ対処できない」と、元ユネスコ文化セクターアジア文化課長の河野靖氏は語っている。

「世界遺産」という価値観を日本に適用すれば、西洋美術に傾倒した日本の学校美術教育は、日本美術をはじめ、日本におけるアイヌ民族や琉球民族など少数民族の文化、美術にも目を配るべきであろう。アジアにおける数多くの特色をもつ民族や、欧米文化圏以外に住んでいる民族の文化、美術にも実質的関心を表わすべきであろう。

⁽¹⁵⁹⁾ 国土庁計画・調整局監修、世界遺産と地域づくり研究会編集『歴史と風土とまちづくり』、ぎょうせい、1998年、1頁

日本では1947年に、世界で初めての民間ユネスコ団体である、仙台ユネスコ協力会が創立された。その後、1992年に日本は、世界遺産条約を批准した。この50余年間、社団法人日本ユネスコ協会連盟の創立や、ヌビアエジプト、アブシンベル、ポロブドールの遺跡救済援助活動や、「エジプト5000年展」や、「仙跡・ポロブドール展」など世界の文化遺産の保護に関わるさまざまな事業に積極的に参加してきた。また、1993年の法隆寺地域の仏教建造物をはじめ、1999年まで認定された文化遺産の数は、すでに九つがある。その内容は、自然遺産である、屋久島（1993年）、白神山地（1993年）と文化遺産である、姫路城（1993年）、古都京都の文化財（1994年）、白川郷・五箇山の合掌造り集落（1995年）、広島平和記念碑（1996年）、厳島神社（1996年）、古都奈良の文化財である⁽¹⁶⁰⁾。しかし、前述のように、民間団体や国が世界遺産の保護に積極的に力を入れていることや、決して少なくない文化遺産や自然遺産が世界遺産として認定されているにも関わらず、著しい矛盾が日本社会に普遍的に存在している。それは、日本国民が自国文化を大切にするという意識が次第に薄くなっていることである。

(2) 歴史と風土の特性に根ざした新しい文化と生活様式の創出

1997年3月23日、東京ビックサイト7階の国際会議場で、「今・な・ぜ世界遺産か—価値にめざめる地域社会、価値を伝える次の世代へ—」をテーマとした国際シンポジウムが開催された。会議において、スペインとアメリカからの2名の海外ゲストは、世界遺産保有地域が進める先進的な取り組みについての具体的な提言を行った。

これらの国や地域の中に、異民族などの侵略や戦争にのまれながらも、自国の文化を守り続ける一貫した意思を表明したものが少なくはない。これらの国や地域に比べて、日本は、自国のアイデンティティを確立しやすい環境をもつはずなのに、自国を蔑む風潮が著しく見られる。また、外国が、日本を形容する「pizzlin（理解不能）」という言葉が示すように、顔の見えない国、アイデンティティが理解できない国として認識されはじめているのような指摘もあった⁽¹⁶¹⁾。

実は、文化の国際化が進行している今日において、日本だけではなく、筆者のような台湾人も常に「自分とは何か」、「台湾人とは何か」という根本的な問いが心の片隅にある。このアイデンティティの醸成に有効な手段として、文化遺産との対話の必要性が注目されている。

⁽¹⁶⁰⁾ 古田陽久・古田真美監修、世界遺産研究センター編集『世界遺産データ・ブック—1999年版—』、シンクタンクせとうち総合研究機構、1999年、60-61頁

⁽¹⁶¹⁾ 国土庁計画・調整局前掲書、1998年、198頁

1997年10月、日本の国土審議会計画部会が提出した「計画部会審議経過報告」において、「歴史と風土の特性に根ざした新しい文化と生活様式を創造し、人々が真に豊かな生活を送ることができて初めて、国土が美しいものとなり、庭園の国（ガーデンアイランド）とも言うべき日本列島が現出する」という、21世紀の日本国土の構想が描かれ、歴史や自然・庭園的風土、文化的蓄積などの地域の個性を生かした地域づくりの指針が明確に示された⁽¹⁶²⁾。この「歴史、文化、風土、自然、そして人間」の枠組みでできた地域づくりの新しい構想は、急速に、より効率的な開発、利用、そして、量的充足を目的としたインフラ整備の方針に比べて、一見異なっているように見られる。しかし、深く考えると、長い間、現代文明の礼賛に夢中になり、経済的繁栄のみを追求してきた我々にとって見失われた、人間と「大地の母」との最原始から伝わってきた「すべての生命の生成」の「原点」から、現代の生活様式を見直すことではないか。

この構想の促成要因の一つは、エネルギー問題、環境問題、生態系破壊問題などをもたらした、経済的繁栄のみを追求してきた従来の価値観への反省から発足した世界遺産とその保護の観点によるものである。

(3) 文化財保護政策の問題

世界遺産条約を、一つの世界的規模の文化財保護制度と考えれば、その下には、世界各国が各自の情況に基づいて制定した国家レベルの文化財保護制度が考えられる。日本の場合、文化財保護制度の発足は、約130年前の1871年の太政官布告「古器旧物保存方」であった。その背景には、明治維新後の急速に展開した欧化主義に伴う廃仏毀釈などによる、文化財の危機の直面が挙げられる。

更に、1874年の「古墳発見の節届出方」、1880年の「人民私有地内古墳等発見の節届出方」、1897年の「古社寺保存法」、1911年の「史蹟及天然紀念物保存ニ関スル建議」、1919年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」、1929年の「国宝保存法」、1933年の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」をもって、戦前の文化財保護制度に関する法律は完成された⁽¹⁶³⁾。

戦後においては、終戦後の社会の混乱と変革に伴う伝統軽視の風潮を再び招いたが、1949年の法隆寺金堂の壁画の焼失が、国民に強い衝撃を与えたこときっかけに、1950年に、戦前の国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然紀念物保存法を統合しながら、大幅に拡充して、現行の「文化財保護法」が制定され、実施された⁽¹⁶⁴⁾。

東京と奈良の二つの国立文化財研究所は、文化庁所管のこの保護法にとっ欠

⁽¹⁶²⁾ 国土庁計画・調整局前掲書、1998年、1頁

⁽¹⁶³⁾ 根木昭「文化と文化政策―戦前の文化政策の流れ」『文化政策概論』、晃洋書房、1996年、140頁

⁽¹⁶⁴⁾ 同上、141頁

かせない務めをもつ機関である。その組織には、所長の下に、庶務課、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、情報資料部、国際文化財保存修復協力センターが設置されている。

筆者が1998年の1月29日に、日本の文化財保存・伝承と学校教育との関わりについて、当時の東京国立文化財研究所美術部の部長であり、近代中国絵画史の専門である鶴田武良氏にインタビューした内容を以下に挙げる。

鶴田氏は、文化財研究所の事業と教育との関わりについて、従来はなかったが、平成7年から、東京芸術大学大学院の美術研究科文化財保存学専攻部門の研究と連携しながら、「システム保存学」の提携研究分野を設立し、本研究所の事業と教育の相互提携研究の幕を開いたと述べた。筆者は、更に、日本の小学校の図画工作の授業における表現と鑑賞の二つの分野では、ほとんど西洋の技法や作品が中心であり、日本美術に関連するものが稀少という現象について、また、学校教育では、日本の青少年に日本美術を教える必要があるかどうかについてう伺った。鶴田氏は、小学校では、毛筆を使う「書写」の授業があるが、図画工作など美術教育において、子どもに幼い時期から、ある程度の割合の毛筆と墨を用いる授業を施し、国の伝統美術への関心を培うことが、非常に重要なことであると答えた⁽¹⁶⁵⁾。

筆者は、このインタビューを通じて、日本の従来の文化財保護政策の方針が、教育的要素がほとんど配慮されてなかったことを知った。このことに注目すれば、今日の文化財保護政策自体に政策の本質や目的を見直す機会を与えるかもしれない。したがって、文化財保護政策を発足後、すでに130年も経過した、今日の現状は、かえて、日本国民の自国が文化に対する疎外感が更に深刻になってきている。日本には確立されたアイデンティティがあるかどうかのようなことが問われていることについても、慎重に検討するべきであると考えられる。

また、筆者は、日本社会のこの矛盾した現象を通じて、文化政策が、ただ文化庁の施策に頼るだけでは、必ずさまざまな問題を招くという重要な示唆を得た。

(4) 戦後の学校教育においてはじめて注目された日本美術

日本の学校美術教育の新しい動向を通じて、上述の日本国民の自国文化を大切にする意識は次第に薄くなっていく現象の対策を見てみよう。

まず、1998年第49回造形表現・図画工作・美術教育全国大会一京都大会の内容に現われた特色を取り上げて語ってみよう。

⁽¹⁶⁵⁾ 蔡惠真「從日本の学校教育、家庭教育与社区之間的互動、探討其傳統藝術文化之保存与伝習」『伝統芸術研究会論文集』、国立伝統芸術中心 備処、中華民國八十七年（1998年）、647-649頁

「子どものよさを生かし、生きる力を育む造形活動」を大会テーマとして行われたの第49回造形表現・図画工作・美術教育全国大会一京都大会（1998年 月5日・6日）のプログラムや見学に行った日本人の友達近藤さんに頼んで集めてくださった資料を見れば、次のような事例が紹介されている。

表3-1 第49回造形表現・図画工作・美術教育全国大会一京都大会授業例

学 校 名	授 業 内 容
京都市立今熊野小学校	地域の優れた伝統文化（京焼・清水焼）を取り入れ、体験学習を生かす
京都市立桃山中学校中学校	地域文化を生かしての新・伏見人形を制作する
綾部市立東綾中学校	地域の素材である竹を使って、民族学の視点から楽器を制作する
奈良県生駒郡平群町立平群中学校	世界文化遺産にも指定された世界最古の木造建築である法隆寺の近くにあるので、積層でつくろう木工芸を制作する
京都市立銅舵美術工芸高等学校	伝統産業界に活躍できる人材を育成することを学校の重要な目的として美術工芸に関する専門教育を行っているので、学校公開などの各地域の郷土美術工芸に深く関わる授業や行事を公開する

このように、地元の伝統美術工芸を多く取り上げて研究発表をする美術教育研究会議により、筆者が持つ西洋に大変偏っていて、創造を中心とする日本の学校美術教育に対する従来のイメージが大きく転換された。世紀の変わり目に、日本の学校美術教育もコンピュータの普及のよって、「仮想美術館の制作—WWWブラウザを使った鑑賞教材の制作」のような最先端の美術授業の開発が進行している。しかし、伝統文化芸術が子どもの発達にとっての重要性を見直すべきであり、その中から新しい要素を探り出す必要がある筆者が思う。

次に、2002年に実施される新学習指導要領における美術科の動きを見る。改訂された中学校学習指導要領解説美術編には、従来にない分量で、表現と鑑賞の分野において、日本美術が持つ独自の、多様な表現に関する詳細な説明が述べられている。例えば、日本の絵の画面の形や大きさについて、扇形、短冊、屏風、絵巻物が挙げられている。表現技法には、なにも描かない余白に無限の空間を意味し、空には何の色も塗らず白地のままに残したものや、人物の表情や動きなどを漫画的に誇張して描くものや、遠くも近くも同じ大きさで描き、

途中に雲を配置して場面を変える遠近の表現などが取り上げられている。更に、表現題材、表現形式などの特質も強調されて述べられている。

その導入の背景は、生徒たちの多くが、日本の古くからの美術品を観て、「すごくいい」、「新しい」、「日本にこんなによいものがあったのか」といった驚嘆を体験したことが重視されたといえる。これは、今日の文化の西洋化が進んだ中で日本の伝統的な文化が希薄になっている状況下、かえって、日本の伝統美術が現代にない新鮮で美しいものと感じ取っている⁽¹⁶⁶⁾と著者は考えた。

しかし、中学校の美術科授業には、問題があるという指摘も無視できない。それは、今日になって、美術授業において、「西洋的な透視図的な遠近法、空気遠近法、陰影による写実的な立体感の表わし方や画面の隅々まで塗るあるいは西洋から流行してきた現代的な手法などを中心に特定の表現方法で指導されてきた傾向が強くなる。」⁽¹⁶⁷⁾といった明治以来の西洋画の技法を中心とする学校美術教育に見られる共通的な指導は適切かどうかを検討されはじめたことである。

3. リードの『芸術の草の根』

リードは、1956年3月9日に、その著作『芸術の草の根』の日本版への序文に日本美術工芸に次のような期待を述べている。

東洋においてはまだ審美の心が人々の生活から全面的に抹殺されておらず、イギリスのような産業主義の荒野におけるよりも、日本のような国においてのほうが、芸術の源泉たるべき形態や実質、色彩や有機的生命力への歓びを取り戻すことができるかに容易であろうと、私には思われるのである。諸君の国には、大いなる工匠の伝統が今日なお死滅せずに存続している。かつてこの伝統を生み出した精神を、現今の日本の工場ないし工房導き入れて、その生産を変革させてゆかねばならない。また、その同じ精神によって、産業の環境にも変革を加え、もう一度人間が自然と親しく結び 付いていけるようにせねばならないのである⁽¹⁶⁸⁾。

リードのこの現代の産業文明に対する批判も彼の芸術教育観に一致して見ら

⁽¹⁶⁶⁾ 美術編作成協力者『中学校学習指導要領解説 美術編』、文部省、1998年、47-49頁

⁽¹⁶⁷⁾ 同上、49頁

⁽¹⁶⁸⁾ H. リード著、増野正衛訳『芸術の草の根』、岩波書店、1962年3月10日第6刷の序

れる。彼は現代の児童の成育について、早い時期に停止されてしまって、陽光を浴びて翼を広げることも、色彩と運動に満ちた世界に目が眩むほど感激することもないのだと指摘した⁽¹⁶⁹⁾。リードは教育の最も重要なことを、知識を獲得すること、原理や教訓を学習することよりも個人における一種の統一ある成育発展なのであると考えた。もっと具体的に言えば、それは、芸術的感覚を身につけ、ある国の芸術的感覚の標準を保持することである。

リードは、二つの例を通じて、この個人における一種の統一ある成育発展の意味を説明した。一つは、バリー島の人々は大学の入学試験だとかI・Q・テストなどについては何も知らないが、その国の独自の芸術的感覚の標準を保持することができる。もう一つの例は、中国である。中国では、優れた学者がほとんど必ず優れた書家であり、また優れた画家でさえもあつたとリードは述べている。リードが参照した文献を見たら、ウィリアム・ボウヤア・ハネイの「中国の陶磁器芸術」(William.Bowyer Honey : The Ceramic Art of China)、蔣彝の「中国の書道」(Chiang Yee : Chinese Calligraphy, London, 1938)、林語堂の「我国土我国民」(Lin Yutang : My Country and My People, New York, 1935)がある。その中、ウィリアム・ボウヤア・ハネイの「中国の陶磁器芸術」については、次のような見解が示されている。

中国の文芸美術は、われわれが詩と呼んでいる形態と色彩、連想と暗示のあの神秘的な創造的総合において間断なく花を咲かせてきている。そこでは単に筆で文字を書いただけでもそれが詩となり、その一点一画に生命や律動や意味を与えることが希求されている。そして絵画は中国人にとっては常に書道の一部門とみなされ、毛筆の技芸における同様な生命力と表現性の理想を持つものなのである。彼らにしてみれば、絵画とは人間の賛美ではなくして、あらゆる感覚対象に等しく驚異と意義とがあるとす、殆ど神秘的な信念に基づくものなのだ。われわれは中国の芸術作品に接する場合、樹であれ山であれ、記された文字であれ、陶器の鉢、古くさい硬玉の装身具、青銅の皿であれ、そのうちに持続されているものを、半ば憂鬱な諦観の思いでつねに強調しつつ、形態と実質とに歓びを見出そうとする詩的な情感が溢れているのを知る。要するに、感覚の快樂が洗練され培養されていること、没利害的な観想に対する好尚や、心意の訓練についての歓びを知っていることを教えられるわけであるが、そうした点からして彼らがわれわれよりも以上に真に文化的な国民であることがわかる⁽¹⁷⁰⁾。

⁽¹⁶⁹⁾ リード前掲書、54頁

⁽¹⁷⁰⁾ 同上、56頁

各民族の芸術のその自立的な価値を認めるリードは、芸術の「生命」が宿る場を二カ所しか考えられないとする。一つは、芸術作品を一部分として含む文化のパターンの内部である。次に、それは、個々の芸術家の特性の表現として考えることができる。

リードはさらに、人格心理学者であるハーバード大学のゴードン・オルポート教授の観点である「文化はそれが人格的な理想、態度、特性などの組み合わせとして、個人の内部に内面化（interiorize）された場合のみ、心理学との関係をもつようになる。同様にまた、文化の抵触はそれが人格に対してなんらかの影響を及ぼすには、まずもって内面的な抵触であらねばならない。」⁽¹⁷¹⁾を引用して、彼の考えた個人における一種の統一ある成育発展と文化の重要な関わりを説明した。

また、リードは一般に行われている文化論における社会の頂上に席を占めているエリート階層が高級な文化の業績を生んで、そこから文化の滴たりが下へ伝わり流れ、遂には庶民階層にまで及ぶのような見方に対して、事実の裏付けを得て立てられたものではないと反論を持つ。この反論とはなにであるか。それは、優秀なテイストは、常に幅広い土台の上に築き上げられるという主張である。リードによれば、この土台には、農民芸術が最初に登場している。例えば、ギリシャの陶芸芸術の発展についてすでに立証されている。そして、ギリシャの芸術もより職人階級からの影響を受けて退廃してしまうまでの間、終始一貫して農民芸術も存在し続けていたのである。この農民芸術のような、人間にとって自然な本能の芸術活動は、徐々に丹誠を凝らし洗練していき、各々の優れる芸術を生じた過程を芸術における伝統であると呼ばれ、芸術の草の根であるとも考えられる⁽¹⁷²⁾。

この芸術の草の根の活動の発展にしたがって、各時代のさまざまな偉大な芸術が生まれ、しかもその時代が等質性を保有している。例を上げれば、紀元前六世紀のギリシャ、11世紀の中国、12世紀の北フランス、13世紀のイタリア、18世紀のイギリスなどにおいては、都市や公共の場所における記念碑ばかりではなく、その至るところにある住居、衣服、日常の実用品、装飾物などに文明の刻印が見い出される。これらのすべてが洗練されているとは言えないが、形態は立派で、装飾は適切で、色彩は調和のとれたものであり、ある国の芸術的感覚の標準を保持するものであるとリードが考えた⁽¹⁷³⁾。

現代文明社会に生きている我々現代人が芸術創造の致命症である「感性萎縮症」に罹る恐れを強く感じたリードは、芸術教育のルーツである、上述のよう

⁽¹⁷¹⁾ リード前掲書、12頁

⁽¹⁷²⁾ 同上、191頁

⁽¹⁷³⁾ 同上、191-192頁

な芸術の草の根の重要性を繰り返して強調している。そして、このような芸術の草の根の基礎に基づく、各々の国の芸術的感覚の標準を保持することにより発展してきたその国の芸術伝統は個人における一種の統一ある成育発展との関わりについても明らかである。

50余年前、リードが見い出した美術教育の問題は、今日においてさらに顕著に見られる。21世紀の間近な今日、我々は、彼が投げた芸術教育に関わる上述のような問いにどのように応じるのか。台湾では、学校教育における各地方の郷土美術の伝承と創造についての探るは、長年の蘊釀期を経て、今日になってやっと開花期を迎えた。日本では、国の伝統美術は学校教育の場をから消えて70年以上の歳月を経た。特に、戦後の学校現場においては、リードの「芸術による教育」の理念に基づいた美術教育を中心とするものであるとよくいわれる。しかし、筆者は、リードの東洋美術の価値を大変認め、そのルーツを大事にする呼びかけがどうして見落とされたかという疑問を感じる。1998年12月に文部省が教育課程の総合化、地域化を打ち出した後、学校の美術教育にとって、それが、どんな影響を与えるか。日本の美術教育者も学校美術教育の総合化、地域化の教授について、国や地方の伝統美術の要素の導入を考え始めるのであろうか。

第2節 教育・文化政策の動向

振り返って見ると生き方や知恵を秘めた存在である文化遺産や伝統文化の価値の見直しに関する積極的な動きの一つは、「心の」教育と「生きる力」を育むという課題が挙げられている、現在の学校教育改革である。そして、文化政策においても、青少年を対象とする「地域子ども文化プラン」（本節の3を参照）が見られる。学校の美術教育において、指導要領をはじめ、美術教育者や現場の教師や関係者もさまざまな試みを展開している。

1. 新学習指導要領の総合化・地域化方針

まず、平成10年12月に公布した新しい小・中・高等学校学習指導要領の総則における各々の項目にある総合化・地域化の方針に関わる内容を見る。これらの総合化・地域化の方針に関わる内容は二つの共通点が見られる。一つは、教育課程編成の一般方針における共通点で、もう一つは、総合的な学習の時間の取扱いにおける共通点である。

総則における第1の教育課程編成の一般方針において、小・中・高等学校共通に見られる地域との関わりがあるものは、次のようなものである。

(1)の全般の教育課程の編成について、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。・・・」のように地域の実態への配慮が強調されている。

(2)の道徳教育に関する指導には、「道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。」を取り上げられている。

(3)の体育・健康に関する指導には、「また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、・・・」が見られる。

共通に見られるもう一つの特徴は、各学校が生徒や地域の実態等を十分踏ま

え、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する観点からの「総合的な学習の時間」の創設であること。この総合的な学習の時間の取扱いについて、各条の内容は次のようなものである。

(1) 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

(2) 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

①自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

②学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育む、自己の生き方を考えることができるようにすること。

(3) 各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。

(4) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。

(5) 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

①自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。

②グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。

中学校学習指導要領の総則における第4の総合的な学習の時間の取扱いには、上述のような小学校の内容とほとんど同じく見られるが、ただ5の(3)は示されていないだけの違いがある。

このような総合的・地域的特色が強調される「総合的な学習の時間」の取り入れも高等学校学習指導要領の総則に見られる。その内容は小・中学校の指導要領に示されているものがさらに充実され、3の学習活動と6の課題研究について次のようなものが見られる。

・3においての地域や学校の特色、生徒の特性等に応じての学習活動の例は

小・中学校に見られる国際理解、情報、環境、福祉、健康などの横断的・総合的な学習活動のほか、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定し課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動と自己の在り方や生き方、進路について考察する活動が挙げられている。

・6には、職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により、農業、工業、商業、水産、家庭若くは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨床実習」又は「社会福祉演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができるような「総合的な学習の時間」と「課題研究」の学習成果が相互に替えることができるが示されている。

以上の小・中・高等学校の「総合的な学習時間」の取り扱いを考えれば、70年代にOECDの教育研究革新センター（CERI）が提唱した「学校に基礎を置くカリキュラム開発（School-Based Curriculum Development, SBCD）」の理念に近い⁽¹⁷⁴⁾と言える。

次に、小・中・高等学校学習指導要領の総則における総合化・地域化に関する各々違っている特徴についてまとめる。

小学校の場合、総則の第2である内容等の取扱いに関する共通的事項においては、3の教科の指導計画の作成に関して、「学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導指導することとし、・・・」のように示している。

中学校の場合、総則の第6の指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の2の(12)は「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、課程や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること」を示されている。

高等学校の場合、総則の第2款の4学校設定科目に「学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資する

⁽¹⁷⁴⁾ 山口満と谷川彰英の共同著書である『趣味を生かした総合的学習』（39頁）によれば、子どもの学習経験が立ち上がるその現場でカリキュラムを創るというグラス・ルーツな理念に基づくこの考えは、日本で知られるきっかけは、74年にCERIと文部省が東京で共同開催した「カリキュラム開発に関する国際セミナー」によってである。これ以降、日本でもトップ・ダウン式の教育課程改革のあり方に反省が加えられ、各学校の実情に即して合理的なカリキュラム開発のモデルが探究され、76年に、文部省の「研究開発指定校制度」が発足させられた。

よう」なねらいが挙げられている。

2. 美術教育の総合化・地域化方針

(1) 図画工作や美術教科における総合化・地域化方針

まず、総則における二つの方針を見てみよう。一つは、第1の教育課程編成の一般方針において、小・中・高等学校共通に「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。・・・」⁽¹⁷⁵⁾のように地域の実態への配慮が強調されていることである。

次は、第2の内容等の取扱いに関する共通的事項において3の教科の指導計画の作成に関しても「学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導指導することとし、・・・」⁽¹⁷⁶⁾のように示していることである。

この「地域性」が明示されている二つのねらいに基づいて編成し指導すべきである、小学校の図画工作と中学校の美術、高等学校の芸術などの教科内容は、第3の総合的な学習時間の取扱いと結び付く「横断的・総合的」な課題と取り組んで、各々の教科の時間外にも行わなければならない。

更に、視点を図画・美術の新学習指導要領の内容においてみれば、今回の改訂の主な内容には、小学校図画工作科では、「造形遊び」の内容は高学年まで拡大され、全学年を通して展開されることが最も注目されている。中学校の美術科では、「表現」領域での絵画、彫刻、デザイン、工芸の四つの分野を「絵や彫刻などで表現する活動」と「デザインや工芸などで表現する活動」の二つの分野に統合したこと、漫画、イラストレーション、写真、ビデオ、コンピュータといった具体的なメディアの名称が明記されていることが示されている。また、小・中学校両方とも鑑賞教育を重視することも強調されている⁽¹⁷⁷⁾。具体的に言えば、小学校の場合は、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用すること⁽¹⁷⁸⁾が示され、中学校の場合は、各学年の鑑賞の題材について、

⁽¹⁷⁵⁾ 文部省『小学校学習指導要領』、文部省、1998年、1頁

⁽¹⁷⁶⁾ 同上、2頁

⁽¹⁷⁷⁾ 穴澤秀隆「新学習指導要領を生かすために」『美育文化』1999.VOL.49 NO.4、財団法人美育文化協会、1999、7頁

⁽¹⁷⁸⁾ 文部省前掲書（小学校）76頁

日本や諸外国の児童の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにする⁽¹⁷⁹⁾ ことが見られる。

中学校のこの「文化遺産」、「文化財」の積極的な活用と関わりがある上述の鑑賞領域とともに、表現領域の内容の指導についても、小学校の「各学年の内容に示す材料については、地域の身近にある材料などを取り上げるようにすること」⁽¹⁸⁰⁾を踏まえ、従来の「表現のための材料などについては、地域にある身近な材料なども取り上げるようにすること」⁽¹⁸¹⁾を「表現の材料や方法などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること」⁽¹⁸²⁾に配慮されている。つまり、従来の表現の材料だけではなく、方法としても、「地域性」と「伝統性」の二つの要素を配慮するべきであることが記されている。

学校や地域の実態によって、材料が考えられる、小学校の図画工作科内容を更に発展し、「日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や文化と伝統に対する理解と愛情を深め、美術文化の継承と創造への関心を高める」⁽¹⁸³⁾ような中学校第2及び第3学年の美術内容が見られる。このように一貫して、地域の伝統的な美術・工芸の材料を使って、伝統技法を通じての体験は、子どもたちが自分の地域にある「文化遺産」や「文化財」のルーツを探るとき、これらの「文化遺産」や「文化財」を生成する各々の地方の風土や文化伝統に対する理解を深め、関心を高めることから美術文化の継承と創造へ発展していくことに欠かせない過程である。

3. 戦後日本の文化政策と「地域子ども文化プラン」

(1) 戦後日本の文化政策の流れ

戦前の日本の文化政策の特徴は、芸術の振興と文化財の保護とが、ほとんど関連をもたずにそれぞれ別個の政策として進んでいたこと、芸術政策に関して、美術の分野が主たる対象とされたことや、文化財保護政策に関して、文化財という包括的な概念をもたず、有形文化財の保護と記念物の保護とを別の制度として取り扱われこと、無形文化財と民俗文化財が保護の対象にならなかったこと、戦前の芸術を含め文化一般が国からの強い統制と弾圧を被ったことなどで

⁽¹⁷⁹⁾ 文部省（中学校）前掲書、69頁

⁽¹⁸⁰⁾ 同上、76頁

⁽¹⁸¹⁾ 同上、74頁

⁽¹⁸²⁾ 同上、69頁

⁽¹⁸³⁾ 同上、68頁

ある⁽¹⁸⁴⁾。

これに対して、戦後の日本の文化政策は、民主主義に基づいての文化国家の理念へ展開してきた。その流れをまとめてみると、各段階の特徴が次のように見られる。

①終戦から50年代末の第1期においては、戦時中の国の文化統制・弾圧への反省、国の芸術文化政策への関与は極めて排除され、文化国家の理念へ向かって、46年から芸術祭が開催され、国は、はじめて舞台芸術に本格的な関わりをもつようになった。また、50年に、「文化財保護法」が戦前の関係法律を統合し新たに制定され、新しく「文化財」の概念が導入された。

②60年代から70年代の前半までの第2期は、日本の高度経済成長期に入ったが、資金不足のため経営が苦しい芸術団体が多くあった。これらの民間団体、特に舞台芸術を主たる対象として、国の助成支援が積極的に行われるようになった。また、68年に文化庁が創設され、芸術文化政策と文化財保護政策が同庁の下に一元化して推進されはじめた。

③70年代後半から80年代末までの第3期においては、芸術文化政策について、第2期に実施しはじめた国からの民間芸術振興費補助金に加えて、文化庁によって、日米舞台芸術交流事業、優秀舞台公演奨励事業、芸術活動特別推進事業の三つの事業が新しく導入され、国（文化庁）による直接的な芸術文化支援体制が完成した。そして、高度成長期を通じて発生した公害や自然破壊など人間の生活環境を脅かされて、「環境の質」、「生活の質」、「心の豊かさ」など生活文化の質的向上が問われ、70年代後半頃から、関西の自治体を中心に「文化行政」が前向きな方向をたどり、80年代に入り、「文化の時代」を迎え、幅広い文化政策の展開が要請されるようになった。

その中、1978年、神奈川県知事長州一二氏が「地方の時代」を提唱したことはこの動きのきっかけであると考えられる。つまり、地域の住民が上述のような環境破壊問題の深刻さを痛感し、地域の生活環境の改善と快適な環境を創出していく際、その中核に「文化」を据え、地域の文化的主体性・自律性を確立する方向へと、積極的に展開するようになった。現在なお新鮮味をもつこの「地方の時代」は、日本全国的な「文化の時代」の形成要素とも言える。

文化財の保護に関して75年の文化財保護法の改正により、従来の「点」としての保護方針が、都市計画法などと連動し、「面」としての歴史的集落や町並みの伝統的建造物群保存地区の画期的な保護制度が発足した。

④90年代に入り、第4期を迎え、芸術文化政策は更に新しい展開が見られた。第3期に行われていた国の支援補助制度の他、「芸術文化振興基金」と社団法

⁽¹⁸⁴⁾ 大和滋「文化と文化政策—戦前の文化政策の流れ」『文化政策概論』、晃洋書房、1996年、22-26頁

人「企業メセナ協議会」の創設・発足と支援活動が目立った。国の従来の支援補助制度は、中核的な芸術団体の基幹的な事業を対象とするものであるが、「芸術文化振興基金」は、これに加えて裾野の部分に間配りする。第3期末に設立された社団法人「企業メセナ協議会」は、民間企業・団体の芸術活動を支援する事業を行う機関である。

地域の文化振興の動きは、「文化」を上位概念として扱われ、各政策を次第に文化政策に統合させる方向に向かって進めている⁽¹⁸⁵⁾。

このような流れに沿って、今日、メセナ活動のような民間部門の芸術文化の参画が顕著となってきて、更に国民の関与も注目されてきて、社会全体参画を目指す新たな芸術文化支援の枠組みの構築が求められている。また、地域文化振興策は、上述の「地方の時代」政策の推進にしたがって、「まちづくり」や、「むらおこし」など地域政策の中核となり、文化振興と文化財保護の緊密化、一体化を著しく促進し、従来の「行政主導」の枠を越え、多面的・総合的に発展していくことも予測できる⁽¹⁸⁶⁾。

従来の中央集権の性格から「地域」や「地方」へ重点を置くような性格転換の動きは、日本の文化政策において、すでに80年代に開始した。これに対して、学校教育政策において、このような動きが具体的に見られはじめたのは、平成10年12月の新しい学習指導要領の告示の頃からであり、10年も遅れているのである。

(2) 「地域子ども文化プラン」

文部省の「地域化」の新しい学校教育方針の打ち出しにともなって、文化庁も児童・生徒を対象とする、関連的な動きが見られる。その一つは、すばらしさ体感する場を提供する「地域こども文化プラン」である。「心の教育や完全学校週五日制の実施に対応するため、学校や地域社会におけるこどもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実することが求められている。文化庁では、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や文化財に触れる機会を充実することによって、こどもたちの心を豊かに育む環境を醸成しようと、「地域こども文化プラン」を推進している。」で目的を語っているこのプランの内容を見ると、「一、舞台芸術の鑑賞機会の充実」、「二、文化財を活用した事業の充実」、「三、美術館・博物館等における活動の充実」、「四、地域における文化活動の振興」の四つの項目を含んでいることが分かった。

⁽¹⁸⁵⁾ 根木昭前掲書、26-28頁

⁽¹⁸⁶⁾ 同上、29頁

[一、舞台芸術の鑑賞機会の充実]

子どもたちの豊かな感性を育むとともに、舞台芸術鑑賞の楽しさ、本物の芸術のすばらしさを体感する機会を提供する。

a 舞台芸術ふれあい教室

子どもたちが優れた芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を学校教育の現場において確保できよう、オーケストラ、演劇、文楽等の分野における優れた芸術団体を小・中・高等学校へ派遣する。

b 歌舞伎等鑑賞教室（日本芸術振興会事業で実施）

国立劇場において、青少年等が気軽に伝統芸能の魅力に触れ、これを後代に伝えることができるようにするため、歌舞伎、文楽、能楽を中心に一般公開より低廉な入場料金で鑑賞教室公演を実施する。

c 高校生のためのオペラ鑑賞教室（日本芸術振興会事業で実施）

新国立劇場において、次世代にオペラのすばらしさを伝える機会として、高校生を対象に鑑賞教室を実施する。

d 芸術体験劇場

未成年者の豊かな情操の涵養と健全な育成を図るため、夢と感動を与える生の舞台芸術の巡回公演を実施することも、平素生の舞台芸術に触れることの少ない離島・へきちの未成年者を対象に、オーケストラ、バレエ、演劇等の優れた舞台芸術を派遣する。

[二、文化財を活用した事業の充実]

子どもたちの健全育成とともに伝統文化の継承と発展を図るため、文化財を活用した子ども対象の事業を充実する。

a ふるさと文化継承活動支援事業

子どもたちがふるさとの歴史や文化に誇りを持ちながら心豊かに成長していくため、地域の民俗芸能や伝統技術などに関する子どもたちの参加体験や学習活動の機会の提供など、地域における次世代への文化継承活動の推進を支援するための研究開発を都道府県に委嘱し、その成果を全国に普及させる。

b 日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース）

日本の伝統工芸の粋を集めた日本伝統工芸展において、児童・生徒を対象とした作品解説会を開催し、人間国宝による製作実演等を実施する。

c ふれあい歴史のさと事業

子どもたちが親や住民とともに学び、触れあうことによって、精神的な豊かさを実感できる「心の教育」の場の創造をめざしたため、記念物の活用方策について研究開発を委嘱しその成果を全国に普及させる。

[三、美術館・博物館等における活動の充実]

子どもたちが美術作品等に親しむことができるように、展示の工夫など環境の醸成を図る。

a 国立美術館・博物館における子どもや親子を対象とした展覧会などの充実
国立美術館・博物館において子どもの鑑賞機会の促進・充実を図り、美術や文化財をとおして心の教育の推進に寄与する。

b 優秀映画鑑賞推進事業

東京近代美術館フィルムセンターが一般を対象として従来から実施している優秀映画鑑賞推進事業について、親子どもが一緒に楽しめる名画の鑑賞機会を充実する。

c 美術体験事業

美術館・博物館等において、子どもたちがなじみやすい作品を中心とした展覧会、文化財公開事業等の開催、また、子ども向けワークショップなど美術に直接触れること等により、美術にしたしむ機会を充実させる。

d 子どもジャパン・ミュージアムの構築

文化庁ホームページに子ども向けのメニューを用意し、文化財や美術品について、わかりやすい解説やイラスト等を付けるなど、子ども向け情報システムを充実させる。

e 土曜日における美術館・博物館の子どもへの無料開放

[四、地域における文化活動の振興]

子どもたちが地域において積極的に文化活動に参加できるようにするための支援を行う。

a 舞台芸術参加事業

子どもたちがミュージカルやオーケストラ、伝統芸能などの舞台芸術に参加する機会や発表する場の提供など、地域における子どもたちの舞台芸術創造活動を支援する。

b 全国高等学校総合文化祭

全国都道府県の高校生による芸術文化活動の発表会を総合的に開催し、高校生の文化活動の振興を図るとともに、相互の交流を深めることにより、高校生の情操の涵養と健全育成を促進する。

c アジア国際文化交流事業

全国高等学校総合文化祭を通じ、日本とアジア諸国の高校生との交流を促進する。

d 日中高校生文化交流事業

全国高等学校総合文化祭を通じ、日本と中国の高校生との交流を促進する。

e 高校生文芸道場

日頃から文芸創造活動に取り組む高校生を対象とした俳句、詩、小説等の文芸分野のワークショップ、著名な講師を招いての講演会等を実施し、文芸分野の振興と全国的な交流の機会を充実させる。

f 学校の余裕教室などを活用したぶんか活動の促進

土曜日、日曜日、放課後などに、子どもたちを含めた地域の人々が身近にある施設で様々な文化活動を展開することができるようにするための、学校の余裕教室などを活用した文化活動を促進する。

g 地域における子どもたちの文化活動の優れた事例の収集と紹介

文化庁ホームページ、文化庁月報等への掲載。文化庁広報番組における放送。

h 各種媒体を通じたキャンペーンの展開

東、中、西日本文化振興会議、主管部課長会議等における協力要請。政府広報等を利用したキャンペーン。

上述のプランの内容から、地域性を持ち、美術教育の役割を果たすものを見い出せば、1.子どもたちの健全育成とともに伝統文化の継承と発展を図るため、文化財を活用したふるさと文化継承活動支援事業、日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース）、ふれあい歴史のさと事業、2.子どもたちが美術作品等に親しむことができるように、展示の工夫など環境の醸成を図る、美術館・博物館等における活動の充実の二つの確実な支柱が見い出される。つまり、各地域、学校の有形・無形の資源を生かし、「文化」の基盤にたって構築されたプログラムは、新学習指導要領の実施と緊密して一体化し、相互提携すれば、従来の美術教育に新たな展開の局面を与えられると可能性がある。

4. 学校現場の新しい動き

日本の「小・中・高」の学校教育現場では、新しい学習指導要領の改訂にしたがって、一つの積極的な動きが見られる。それは、新しい学習指導要領が打ち出した学習活動である「総合的な学習の時間」を、どのように取り扱うかについてのさまざまな試みである。

この動きは学校現場だけではなく、書店の教育書籍コーナーでは、『教育の流れを変える総合的学習』、『総合学習に使えるNIE実践ヒント・ワークシート集合』のような数多くの「総合学習」に関わっている本が、我々の注目を引く。また、テレビ放送のニュース時間に、総合学習のに関する報道もしばしば見られる。例えば、1999年6月2日のNHK夜7時のニュースで、いくつかの先駆的な学校の授業実例、教員研修の実例、そして生徒や先生に対してのインタビューを通して、現時点の学校現場と教員研修の進み方をトピックとして取り上げていた。

大勢の人の注目を引いたこの総合学習の重要な目的の一つは、いままで地域とは無縁とも考えられた閉鎖的な学校教育の扉を打開し、地域とのつながりを密接化に発展させようとするものである。この特徴も台湾の郷土教科に見ら

れる。

この総合的な学習の時間と美術教育との関わりをどのように築いていくかという課題は、第22回の美術科教育学会の研究発表において、「芸術教育による総合的学習の試み」（渥美広剛・厚木市立萩野中学校）、「美術は総合学習の主役か」（辰巳豊・お茶の水女子大学附属小学校）、「環境教育の視点に立つ造形教育の再考」（鈴木斉・東京学芸大学大学院）、「自然との共生をめざす工作教育」（森岡勝茂・兵庫教育大学）、「学校と美術館の連携に関する考察」（石川誠・宮崎大学）、「造形教育における学校・地域・美術館の連携活動の在り方と教師の役割」（小野美恵子・富山大学大学院）などの研究発表が見られ、美術教育者や、現場の教師に一つの大きな課題として、受け取られている。

（1）「出前レクチャー」--小学校での「水墨画」体験

2000年3月中旬、筆者の子どもが通っているつくば市立吾妻小学校から「吾妻小学校PTA広報あづま」第52号（平成12年3月10日出版）をもらった。

「多様な学び」と題し、校長先生の中村武統さんが学校の新しい教育方針について、「従来のような学校だけを教育の場とするのではなく、学校が内にも外にも開き、地域の教育力を生かせるような活動を積極的に計画し、達成の喜びや充実感を友達や家庭・地域の人々とともに体験する豊かな人間関係の中から、[心の耐性をもった子]が育まれていく」の趣旨を述べた。この方針に基づいて企画された「親子学習会」、「国際集会」、「歩こう会」、「インターネット教室」、「自然教室」、「Do You Know ABC?（AETを招いての子どもの英会話学習活動）」、そして「出前レクチャー」など多様な活動が同広報に紹介されている。その中で、2枚の写真に筆者は注目した。これらは、6年生を対象とした「出前レクチャー」における一部の活動である「水墨画体験教室」を行ったときの写真である（資料3-1）。なんと珍しいと思って、筆者はすぐ自分の子どもに水墨画先生の身元を確認したが、子どもが、「吾妻小の先生じゃない」と返事した。

この「水墨画体験教室」を行った全体像の解明を望んだ筆者は、3月16日の朝、PTA広報グループのリーダーの山崎さんに電話して聞いた。山崎さんは「確かに、私もこの写真を見て、水墨画を書いてみたいと思いました。写真をとったのは私じゃなくて、同じ広報グループの新さんです。新さんはちょうど6年生の子がいるので、その日、現場へいって行く様子を見ながら写真をとりました。企画について、やはり学校の先生に直接聞いたらよく分かると思います。」と親切に教え下さった。

山崎さんの話を聞いて早速吾妻小の教頭の森田先生に伺った。森田先生が「水墨画は西暦六百年頃にとっても盛んであった日本美術です。しかし、現代

の子どもは水墨画に触れる機会がほとんどないと考えて、この体験教室を企画しました。詳しいことについて、直接6年生の先生に聞いたら一番いいと思います。来週に、6年生の先生の時間をとったら、また連絡します。」と6年生の先生と話す機会を作って下さった。

教頭先生と連絡した後、「水墨画体験教室」の写真をとった新さんに話を伺った。新さんはまず、この出前レクチャー活動について、「この活動は6年生を対象として、日本の伝統文化に関する水墨画、生け花、茶道の三つの体験活動内容を取り入れた。」と説明した。そして、当日、現場で見た様子も次のように詳しく語った。

「6年生は三つのグループに分けられて、それぞれの教室で活動しました。私は今回の広報に載せる写真の撮影を任せられたため、活動を行った一時間内に三つの教室を全部廻りました。水墨画体験教室は最初に見ました。先生は外部の先生です。確かに大洗か、霞ヶ浦の高校の講師と聞きました。活動のはじめに、先生はまず、水墨画について歴史も含めて話しました。そして、水墨画の技法について、水をどう使って、墨の色を薄区するか、濃くするか、筆箱をどこに置くかを教えました。これらの書き方を話した後、先生がその場で、一枚の水墨画の作品を画いて、黒板に掲示しました。子どもたちはこの作品を見ながら、真似して各自の作品を書き始めました。先生も巡回して子どもを指導していました。私は当時の様子を見て、二つのことがイメージ深く残っています。一つは、どう描くか分からなくて迷っている子が多く見られました。もう一つは、広報に載っている2枚の写真の中、左の写真に写されている子どもは、とっても上手でさっさと書いている様子を見て、私は大変びっくりして、この写真をとりました。」

筆者は、この活動のおわりに子どもたちが互いに自分が書いた水墨画作品を鑑賞したのかを新さんに質問した。「私は三つのグループを廻って写真をとっていたので、水墨画グループの終わりの様子を見ませんでした。しかし、生け花の方は、活動の最後に、全員の作品の鑑賞を行いました。多分、水墨画グループもそうしたと思います。」と答えた新さんは「私はこの水墨画体験教室の活動を見て、自分も水墨画を書きたくなってきました。」と話の終わりに自分の感想を強調した。この水墨画体験教室の様子について大変親切に教えて下さった新さんは、更に、自分が当日撮った出前レクチャー活動写真の焼き増しもしてくださった。

(2) 古川先生へのインタビュー

室町時代を代表する文化の中から生け花、茶の湯、水墨画を取り上げ、自分の興味のあるものを一つ選んで実際に体験して見ることを通して、そうした文化を生んだ時代背景を考えたり、室町人の心情に迫ったりすることができるよ

うにすることと、室町時代に誕生したさまざまな文化が、現在まで受け継がれてきていることを知り、文化の担い手として、日本古来から伝わる文化を大切にしていこうとする意識を高めることが出来るようにすることの二つのねらいに基づいて企画されたこの活動の様子を解明するため、2000年3月18日（土）の11時から11時30分の間、吾妻小学校の職員室で、この活動の詳しい古川先生にインタビューをした。

――まず、この活動についてご紹介をいただけませんか。

「9月7日に室町文化の体験教室が開きました。そのとき、茶の湯と生け花と水墨画の三つの教室が分かれて、水墨画教室は興水先生の教えをいただきました。

社会科の中に、室町時代の学習はしていますが、自分の国の文化に関しては、長く中国の文化を受けながら、今も受けつがれていることを体を通して感じることで、文化を大切に保っていく、本物に触れることで、いかに水墨画の面白さ、楽しさを感じる体験をさせたいことで行いました。

子どもたちの私の水墨画の体験の感想の中には、一見簡単そうに見えても、実際にやって見ると、とても難しく、太筆では歯が立ちませんでした、とても計算しているということが分かりました、今日の水墨画の体験を通して、水墨画のすごさ、室町文化の奥深さを知りました。水墨画を描き、有名になった雪舟さんは、すごいなあと思いました、などの感想が書かれています。室町時代にどうして生け花や水墨画が入ってきたのか、武士の人たちが精神を統一したい、ゆとりも出てきている時代ではないか。社会科の学習では掴むことができたし、この体験を通して、文化の素晴らしさを深く掴むことはできました。この体験学習に関する保護者への手紙、子どもたちの感想文、興水英次先生と保護者からの手紙もコピーしてあげましょうか。

――先生ご自分は水墨画の経験はございますか。

私は習字をやっています。興味をもって、大学のころは水墨画に触れたことはありますが、継続してやっていることはありませんが、習字はずーとやっています。書道は小学校のころから現在までずーとですね。

――大学で水墨画をしたきっかけは。

私は教育学部だったで書道の授業の中で水墨画をやる授業があたんです。それを取りました。

――教育学部の場合は、水墨画の授業をよく取り入れていますか。

教授の先生の考え方によるでしょうね。

――当日、現場で見た子どもの様子、最も印象深く残っているのはなにですか。

目が輝いていた。真剣に先生方から学ぶとしていた。子どもたちの場合は授業の中に取り上げることはまずないと思いますね。

――子どもたちにとって、今回の経験はいずれも珍しい経験ですか。

はい。

――中に、水墨画を経験したことのある子どももいますか。

いませんでした。お花は家でお母さんがやっている子どもがいますが、ほとんど初体験です。

――子どもたちは、水墨画の技法についてどう反応しますか。

輿水先生が、現場で子どもたちにとにかく自分で思いきって書くことはいんだよとアドバイスをしていた。非常に頭で考えないで、やってみようと言うところだったので、とてもよかったと思います。

――つまり技法の制限はあまりなかったんですね。

はい、そうです。ご自身の体験を話して下さったので、小さいごろに絵は下手だったんです。すごく自分らしく書けてはいいよ。

――当日に、水墨画について、また、なにかを話しました。

水墨画の生まれた背景とか、日本に移ってきた過程について話しをしてくださいました。

――何を書きましたか。

竹を書きました。先生は子どもたちを先生の机の前に集めて、その場で竹を書いて見せました。

――輿水先生をどういうふうに知りましたか。

保護者のご紹介です。つくばに住んでいらっしゃる方です。非常勤で高校の先生をなさって、習字のプロの先生です。

――古川先生にとって、今回のような体験学習もはじめてですか。

はい、はじめてでした。うちの学校でもはじめてです。

――このような学習を総合的学習の視点からみればどう思われますか。

総合の中での国際理解の視点から考えると、日本文化と中国文化の接点で、自国の文化を理解することは最も国際理解につながっていかだと思えます。外国の方と交流するときに日本文化をどうしてふれあうかについての考える機会が与えられる。総合学習に取り上げられることになると考えられます。

輿水先生もおっしゃいました。学校の美術は西洋的なものばかり、絵の具にしても、絵にしても、実は、墨一色で創れる奥深い表現があるんだよと触れていました。

3学期の謝恩会のときに、この体験教室で水墨画を習った子は自分の短歌俳句を発表しました。書かれた水墨画を見て、水墨画はあの子自分のものになったと驚嘆しました。小学校6年生のこの感性のいい時期にこのような文化体験をさせることはとても重要だと思えます。

――最後の質問ですが、子どもたちは最初どの体験教室へ行くかをどのように決めましたか。

自分の一番興味関心の高いもので決めました。三つの教室の人数はほとんど同数ぐらいですが、若干的多かったのはお茶と水墨画です。

――この活動は当日、親たちも見に来ましたか。

はい、呼びかけました。ご自由にご参観くださいということで。

――親たちのご感想は。

この水野さんは保護者なんですけど（手紙を出した）。読んでください。今の質問にいい答えと思います。この活動をやりましたよの保護者向けの手紙も出しました。当日参加できなかった方にも活動の様子を伝えました。

(3) 子どもたちの感想文（表3-2、資料3-2参照）

子どもたちの感想文には、水墨画を体験した、太田幸亮さん、古谷野直美さん、中西麻由香さん、中西麻由香さんの四名の感想文を取り上げる。いずれも、水墨画の表現に対しての奇妙感が溢れている感想である。

表3-2 水墨画を体験した子どもたちの感想文

<p>太田幸亮</p>	<p>ぼくは習字をやったあとに、いつも半紙に絵を書いています。でも今日、やった水墨画は、こさとうすきで、立体かんがでるものであいた。これがかわくと立体的てきになるのにはおどろきました。</p> <p>あと、筆をいきよいよく動かしたりしてかすれた部分をつかうなどすごいテクニックをいっぱい見せてもらいました。今日は、本当にありがとうございました。またこんど来てください。</p>
<p>古谷野直美</p>	<p>今日は、ありがとうございました。</p> <p>私は、習字を習っていますが、あの墨一色で絵を書いたことは、ありません。水墨画を描き、有名になった雪舟さんは、すごいなあと思いました。あの墨で、あんなにじょうずに書けるなんてびっくりしました。</p> <p>それから、水墨画が日本からだんだんと消えていくのは、とても残念です。だから、先生これからもっともっと水墨画の良い所をアピールしてがんばってってください。</p>
<p>中西麻由香</p>	<p>先生、今日は本当にどうもありがとうございます。</p> <p>私は、今日、水墨画をやってよかったと思っています。実際、自分でえがいてみて、元気にえがくというのがとても気に入りました。</p> <p>黒、一色で、こい、うすいを出して、えがくなんて、とても感動しました。でも、その水墨画が減ってきているなんて、私も残念だと思いました。</p> <p>私は、輿水先生がえがいた松の木に感動したので、水墨画の展覧会にいこうと思います。</p>
<p>小川岳</p>	<p>ぼくは、水墨画をかいて、昔の人はそこまで考えついていたなんてスゴイとおもいました。それに以外にかんたんそうに見えたので、実さいにやってみるととてもむずかしく太ふででは歯がたちませんでした。やっぱり水墨画をかいている人たちは一見簡単そうに見えてもとても計算しているということがわかりました。</p> <p>今日くばられたハガキの絵もとてもすごくうまいとおもいました。今日の体験教室をとおして水墨画のすごさ、そして室町文化のおくぶかさを知りました。今日は、本当にありがとうございました。</p>

(4) 輿水先生と保護者の水野さんからの手紙

子どもたちの感想文を読んだ輿水先生と保護者の水野さんはそれぞれ返事の手紙を届いた。

まず、先生の手紙を見よう。先生の手紙において、「又、子供達の感想文心に染み入りました。本当にやって良かったねと思いました。私が子供達にわずかながらも文化の大切さを伝える事が出来たことに今は充実感を感じております。」が書かれていて、先生自分の文化伝承の使命感が、上述のような子どもたちの水墨画と初対面しての純真な感想により、喚起されたことが表わしている。

次は、保護者の水野さんの手紙には、「感想文はとてもすばらしく、感動の

涙とともに読ませて頂きました。みずみずしい感性で広く深く真髓とも言うべき急所をとらえていることは驚嘆に値することだと思いました。ひとりひとりととても良いものを持っており、大事なことを感得されていることはみごとというほかありません」が述べられ、今回の体験学習の成果を認めたことが明らかに示されている。

第3節 学会誌における戦後日本の郷土美術教育に関連する研究

本論文第3、5章の台湾の小・中学校教育における郷土美術教育に見られる地方の美術・工芸教育、多元文化美術教育、そして環境教育の三つ主要内容に基づく戦後日本における研究動向を探ってみたい。

具体的な研究方法としては、まず、『大学美術教育学会誌』第1号～第31号と『美術教育学』第1号～第20号を調査対象として設定し、その中の総括的な郷土美術教育に関わる研究論文をしばりだして、各々の目録を作成し、各々が占める割合を明らかにする。次に、その中の地方の美術・工芸教育に関わる論文を1.伝統的、郷土的な美術・工芸の教育観、教材、教授法、2.郷土の美術教育理念、芸術家、美術教育家の教育観、3.郷土の美術教育史の三つのグループに分類し、各々が占る割合を明らかにする。最後に、集計結果を分析し、関連する文献資料を加えて考察し、結論を明らかにする。

1. 『大学美術教育学会誌』の掲載状況

(1) 協議会・学会における郷土美術教育に関わる研究発表

筆者は、昭和58年10月発行された『日本教育大学協会第二部美術部門全国協議会・大学美術教育学会史料集』に掲載されているデータに基づいて、郷土美術教育に関連する研究発表を調べて、次のようにまとめる。

①昭和27年から昭和57年までの30年間における全国協議会・大学美術教育学会における研究発表総数は322である。その中での郷土美術に関連する発表数は42であり、全体の13.04%を占めている。

②表3-3、3-4が示されている各回の発表データを見れば、最初の11年間の全国協議会における郷土美術教育に関連する研究発表は、極めて少ない傾向が見られる。つまり、発表総数55の7.27%を占めている4の郷土美術教育に関連する研究発表数である。

③昭和38年、学会が創設され、第2段階の21年間における郷土美術教育に関連する研究発表数は38であり、全体の267の14.23%を占めている。この二つの段階を比べれば、第2段階の郷土美術に関連する発表は第1段階より倍位増加した傾向が示されている。

表3-3 日本教育大学協会第二部美術部門全国協議会の発表

回	年度（西暦）	発表総数	郷土美術教育に関する論文
1	昭和27年（1952）	3	無
2	昭和28年（1953）	6	無
3	昭和29年（1954）	4	無
4	昭和30年（1955）	2	1.雪舟等陽の造園 天野茂時 島根大学
5	昭和31年（1956）	4	無
6	昭和32年（1957）	5	無
7	昭和33年（1958）	2	無
8	昭和34年（1959）	3	無
9	昭和35年（1960）	9	1.吉田蔵沢の墨竹について 石井南放 愛媛大学
10	昭和36年（1961）	9	1.水墨画におけるせん染（せんぜん）について（抜萃） 山田 武 東京学芸大学
11	昭和37年（1962）	8	1.伝統と表現の問題 森 桂一 千葉大学

（出典：『日本教育大学協会第二部美術部門全国協議会・大学美術教育学会史料集』121-125頁）

表3-4 大学美術教育学会研究発表会（昭和38年～57年）の発表

回	年度（西暦）	発表 総数	郷土美術教育に関する論文
1	昭和38年（1963）	10	1.絵巻物にあらわれた日本人の遠近観 新潟大学 2.国民運動の原理と国民芸術文化運動 秦泉寺正一 高知大学 3.浮世絵版画のデザインの考察 戸田忠吾 岡山大学
2	昭和39年（1964）	11	1.蔵沢の画業と日本南画黎明期における位置 石井南放 愛媛大学
3	昭和40年（1965）	9	1.文様の発生と変遷過程 松上 茂 鳥取大学 2.越後に残る藍型の研究 三浦顕栄 新潟大学 3.後藤牧太と明治の手工教育 石原英雄 弘前大学 4.須田国太郎の芸術と今日の問題 田辺彦太郎 岩手大学
4	昭和41年（1966）	19	1.ネース・システムに影響されて発展した明治の手工教育 石原英雄 弘前大学 2.広重・東海道五三次の現地対照 堀米勢吉 弘前大学 3.壁画考 堀内孝恵 山梨大学 4.文様の発生と変遷過程（忍冬文様の美術史的研究） 松上 茂 鳥取大学
5	昭和42年（1967）	18	1.岩手の古代面一中尊寺老女面を中心としてその人体美学的研究 伊藤昌夫 岩手大学 2.西太平洋文化圏の中のインドネシアと日本 秦泉寺正一 高知大学 3.工芸教育・その類型分析—1900年を前後として 宮脇 理 福島大学
6	昭和43年（1968）	16	1.大分県磨崖石仏研究 岩男 順 大分大学 2.日本絵画の投影的表現から視覚的表現に至る史的過程 志賀 完 新潟大学
7	昭和44年（1969）	9	1.窯工芸教育における窯炉の研究（1）施設設備 中野 忠 福岡教育大学
8	昭和45年（1970）	9	1.小出 重と須田国太郎のリアリズムと現代 田辺彦太郎 岩手大学 2.七宝の美術教材について 太田儀八 静岡大学
9	昭和46年（1971）	12	無
10	昭和47年（1972）	15	1.日本の伝統折紙の造形性と美術教育 平野三代喜 熊本大学 2.藍型染抄 三浦顕栄 新潟大学

11	昭和48年 (1973)	15	1.自然材による基礎造形 関谷俊行 信州大学 2.教員養成大学における日本画指導の実際 横山ツエ 秋田大学 3.大正期工芸運動の研究Ⅰー山本鼎の「農民美術」について 都築邦春 秋田大学
12			(載せていない)
13	昭和49年 (1974)	11	1.備前焼を中心とした炉器の素地上と焼成について 岡本素六 岡山大学 2.茶の湯の構成と感覚の相互作用 吉井 宏 福岡教育大学 3.大正期工芸運動の研究(その2) 都築邦春 秋田大学 4.岸田劉生の美術教育論に関する一考察 長谷川哲哉 和歌山大学
14	昭和50年 (1975)	14	1.大正期工芸運動の研究(Ⅲ)ー「民芸」と民衆 都築邦春 秋田大学 2.明治初期の画学教育(一) 高橋由一がフォンタネージから学び受けたもの 磯崎康彦 福島大学
15	昭和51年 (1976)	14	1.教育としての陶芸技法 岡本素六 岡山大学 2.百武兼行研究 副島三喜郎 佐賀大学 3.大正期工芸運動の研究(その4)ー「民芸」と農民美術ー 都築邦春 埼玉大学
16	昭和52年 (1977)	13	1.エルンスト・グローセの『芸術の始源』についてー環太平洋文化圏の発生への一考察ー 松本巖 埼玉大学 2.職業教育としての工芸教育 都築邦春 埼玉大学
17	昭和53年 (1978)	17	無
18	昭和54年 (1979)	16	無
19	昭和55年 (1980)	18	1.大阪における「きっかけ題材」の一考察 河村徳治 大阪教育大学 2.芸術の社会的機能 熊田真幸 大阪教育大学 3.九谷の絵付けについて 北浜 淳 金沢大学
20	昭和56年 (1981)	7	1.地域における自然と造形ー集団実習による造形基礎教育の事例 寺井暢彦 北海道教育大学札幌分校
21	昭和57年 (1982)	14	無

(出典：『日本教育大学協会第二部美術部門全国協議会・大学美術教育学会史料集』121-136頁)

(2) 『大学美術教育学会誌』における郷土美術教育に関連する研究

『大学美術教育学会誌』第1号から第31号まで掲載されている全部の論文を現代の郷土美術教育が持つ「地方の美術・工芸教育」、「多元文化美術教育」、そして「環境教育」の三つの主要内容に基づいて考えれば、この三つの領域に関わる論文が95篇しぼりだされた。資料3-3は、各号における掲載状況を示しているリストである。（第4号と第28号を除く）

表3-5 『大学美術教育学会誌』第1号～第31号における郷土美術教育関連論文の掲載状況

書名	掲載総数	郷土美術	割合	書名	掲載総数	郷土美術	割合
第1号 (1969)	5	0	0	第17号 (1984)	11	1	9.1
第2号 (1970)	7	2	28.6	第18号 (1985)	9	2	22.2
第3号 (1970)	5	0	0	第19号 (1986)	12	2	16.7
第5号 (1972)	10	1	10.0	第20号 (1987)	18	4	22.2
第6号 (1973)	13	2	15.4	第21号 (1988)	22	4	18.2
第7号 (1974)	8	3	37.5	第22号 (1989)	20	5	25.0
第8号 (1975)	9	1	11.1	第23号 (1990)	20	7	35.0
第9号 (1976)	11	3	27.3	第24号 (1991)	17	4	23.5
第10号 (1977)	11	2	18.2	第25号 (1992)	32	8	25.0
第11号 (1978)	11	0	0	第26号 (1993)	34	8	23.5
第12号 (1979)	14	0	0	第27号 (1994)	27	4	14.8
第13号 (1980)	10	1	10.0	第29号 (1996)	32	11	34.4
第14号 (1981)	3	1	33.3	第30号 (1998)	34	7	20.6
第15号 (1982)	5	0	0	第31号 (1999)	37	11	29.8
第16号 (1983)	5	1	20.0				

図3-1 『大学美術教育誌』1号～15号の掲載状況

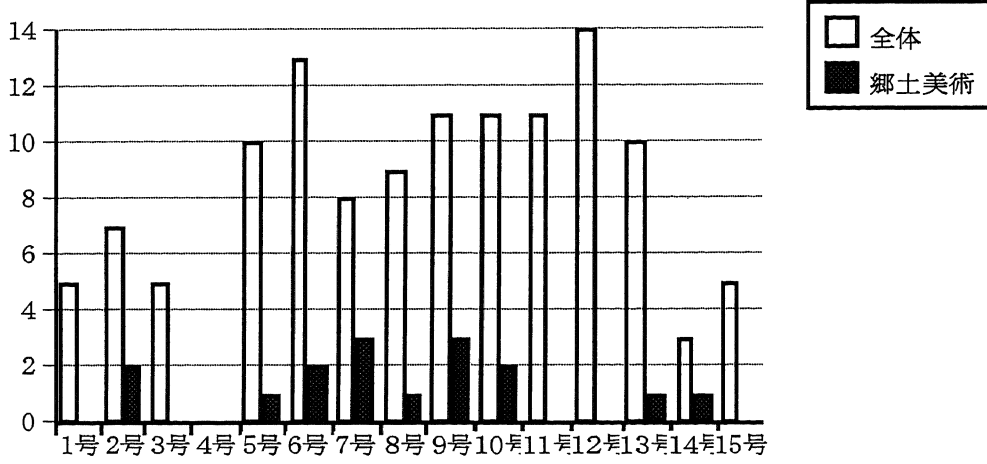


図3-2 『大学美術教育誌』16号～31号の掲載状況

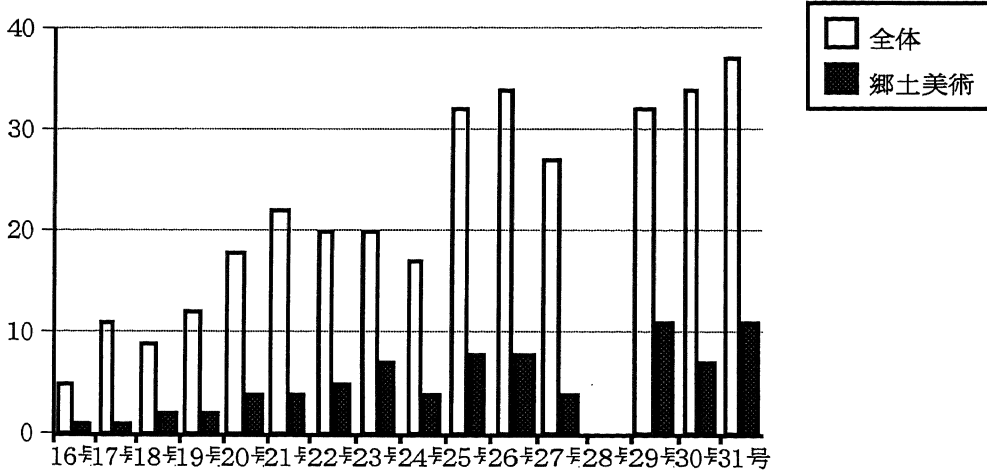
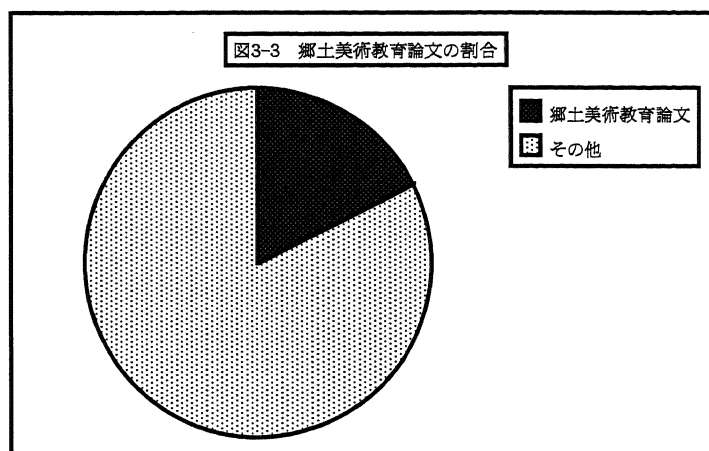


表3-6 郷土美術教育関連論文の割合

類 別	数	割合%
郷土美術	95	21.0
その他	357	79.0
合 計	452	100



この95本の論文の内容を現在、台湾で実施している学校教育における郷土美術教育の郷土の土台に築いた「伝統的・郷土的美術・工芸教育」、「多元文化美術教育」、そして、「環境教育」の三つの主要的内容観点で分類すれば、「地方の美術・工芸教育」に関する論文は最も多くの77本が、「環境教育」に関する論文は9本が、「多元文化美術教育」に関する論文は9本がある。

表3-7 伝統的・郷土的美術・工芸教育に関連する論文リスト

(伝統美術・工芸、美術教育史、美術教育運動、美術教育家など)

論 文 名	著 者	掲 載 書 名
1.窯工芸教育における窯炉の研究 I	中野 忠	第 2 号
2.一般教育としての工芸の意義	巖岸耐七郎	第 2 号
3.日本の伝統折紙の造形性と美術教育	平野三代喜	第 5 号
4.教員養成大学における日本画指導の実際	横山ツエ	第 6 号
5.大正期工芸運動の研究 I ー山本鼎の「農民美術」についてー	都築邦春	第 6 号
6.備前焼を中心とした炉器の素地上と焼成について	岡本素六	第 7 号
7.大正期工芸運動の研究 (その2)	都築邦春	第 7 号
8.岸田劉生の美術教育論に関する一考察	長谷川哲哉	第 7 号
9.大正期工芸運動の研究 (Ⅲ) ー「民芸」と民衆ー	都築邦春	第 8 号
10.教育としての陶芸技法～手づくりを中心として～	岡本素六	第 9 号
11.百武兼行研究	副島三喜郎	第 9 号
12.大正期工芸運動の研究 (その 4) ー民芸と農民美術ー	都築邦春	第 9 号
13.職業教育としての工芸教育	都築邦春	第10号
14.大阪における「きっかけ題材」の一考察	河村徳治	第13号
15.昭和20年代の美術教育 ーくぐり抜けてきた人々の証言ー	増田金吾	第16号
16.わが国における「竹工作」の教育史的考察	浜本昌宏	第17号
17.教授内容と方法に見る美術教育の展開	橋本泰幸	第18号
18.初等教育における版画教育の研究	丸山浩司	第18号
19.日本近世における美術教材についての研究ー木村立嶽雅経筆粉本ー	太田将勝	第19号
20.粘土細工から彫塑教育への転機 ー信州・上田彫塑研究会の活動ー	梶田幸恵	第19号
21.「蔵書票づくり」にみる表現活動の分析	山瀬晋吾	第20号
22.造形教育におけるスギ材の利用化研究	森岡茂勝	第20号
23.食器の役割と心理的効果	高石次郎	第20号
24.開智学校における等々力茂登太郎の毛筆画教育	梶尾幸恵	第21号
25.石野隆の手工教育観考察	菅生 均	第21号
26.「水墨画による絵巻物づくり」が内包する表現活動の分析	山瀬晋吾	第21号

論 文 名	著 者	掲載書名
27. 野外彫刻の帰納的考察—地域調査結果と野外彫刻のあり方	松尾 豊	第21号
28. 上原六四郎の手工教育観に関する一考察	菅生 均	第22号
29. 中世大和地方における「絵所座」と「絵仏師」についての研究	太田将勝	第22号
30. 円形空間の系譜考 一日輪兵舎の復元実験を通して—	長沢三郎	第22号
31. 広島高等師範学校付属小学校における図画・手工科の史的研究Ⅰ —創立期の「図画科教授細目」と堀孝雄の教具研究—	佐々有生	第22号
32. 工芸教育における生立木染色の効果的利用	森岡茂勝	第22号
33. 岡山秀吉、一戸清方の手工科教材観の相違に関する一考察	菅生 均	第23号
34. 美術教育における和魂の脱構築—稽古と工夫の見直し—	川田 祐子	第23号
35. 広島高等師範学校付属小学校における図画・手工科の史的研究Ⅱ —堀孝雄の「図画科教授細目」の編纂と鑑賞教育—	佐々有生	第23号
36. 美術教育における「自由」の概念 —山本鼎と中西良男の実践をめぐって—	菅沼嘉弘	第23号
37. 伝統技法の教材化への研究—「鎌倉彫」の応用	伊藤隆一	第23号
38. 美術教育における和魂の脱構築	川田祐子	第24号
39. 山形県長瀬校の想画教育についてⅠ	青山光佑 西村俊夫 水島尚喜	第24号
40. 堀孝雄の自由画教育の目的とその内容	佐々有生	第24号
41. 手島精一の手工教育観に関する考察	菅生 均	第24号
42. 岡山秀吉の図画手工連結教授観に関する一考察	菅生 均	第25号
43. 東大寺修二会「椿」の考察とその教材化研究	比留間良	第25号
44. 山形県長瀬校の想画教育についてⅡ	同前掲39	第25号
45. 伝承造形のオブジェクト指向的分析	高木厚子	第25号
46. 茶碗の造形美と高台に関する考察 一器壁傾斜角と高台径の関係 脇田宗孝	脇田宗孝	第25号
47. 彫刻における発想方法についての一考察 一「見立て」の造形—	石谷孝二	第26号
48. 等春と長谷川家・等伯 一『等伯画説』にみる等春の北陸下向—	遠藤幸一	第26号
49. 美術教育における和魂の脱構築—「マンダラ」の見直し	川田 祐子	第26号
50. 弥生土器の造形美と技法に関する考察	脇田宗孝	第26号
51. 興福寺 板彫十二神将像の木目	新井 浩	第27号
52. 山形県長瀬校の想画教育について (青山光佑・水島尚喜)	青山・水	第27号

論 文	著 者	掲載書名
53.美術教育における和魂の脱構築 「鏡（カガミ）」 ー「うつす」と「みがく」の見直しー	川田祐子	第27号
54.明治・大正期における趣味教育の系譜ーその興隆から図画教育へー	向野康江	第27号
55.作品と風土性に関する一考察 ー福田平八郎と徳岡神泉を通して	中牟田 佳	第29号
56.三春張子と鑑賞教育	佐藤昌彦	第29号
57.近代日本美術における制作者と受容者の関わりについての一考察 Ⅱ ー「見世物」と「美術」の間ー	池上香苗	第29号
58.堀孝雄の自由画教育に関する考察 ー「科学的正確」から「主観的芸術的正確」へー	佐々有生	第29号
59.高齢者の美術・造形活動の傾向と課題 ー福島県内高齢者の意識調査からみたー	片野一	第29号
60.月照寺蔵「三十六歌仙式紙」について	下原美保	第29号
61.神応寺行教律師座像について	花村統由	第29号
62.日本の家紋についての一考察	松江喜代	第30号
63.近代日本美術における制作者と受容者の関わりについての一考察 Ⅲ	池上香苗	第30号
64.大竹拙三の「感激」を基礎とする図画教育 ー自由画教育における「模倣」と「創造」ー	佐々育生	第30号
65.ポスター様式の変遷と要因Ⅲー日本のポスター様式1	久保村里	第30号
66.明治大正期の信濃教育会下伊那部会における手工科・図画科教育 研究の萌芽 ー教育思潮、教授方法の「撮取・消化」の観点からー	宇田秀士	第30号
67.美術館の地域文化 ー美術館教育を通してー	杉林英彦	第30号
68.大正後期の信濃教育会下伊那部会における図画科教育研究	宇田秀士	第31号
69.ポスター様式の変遷と要因Ⅲ ー日本のポスター様式2ー	久保村里 正	第31号
70.大竹拙三の芸術教育としての図画	佐々有生	第31号
71.パブリック・アートについての考察Ⅰ ー日本の現状と今後ー	高須賀 昌	第31号
72.文化としての遊びと科学技術の接点	高橋敏之	第31号
73.クロマメによる染色の基礎的研究	竹田艶子	第31号
74.物語画の題材論及び指導論的考察	立原慶一	第31号
75.美術教育とクロスカリキュラム (辻泰秀 磯部錦司)	辻・磯部	第31号
76.藍染めにおけるアルコール及び尿素の効用	中川存	第31号
77.東洋思想・もの派の可能性 ー即の論理からの美術教育ー	柳沼宏寿	第31号

表3-8 多元文化美術教育に関する論文

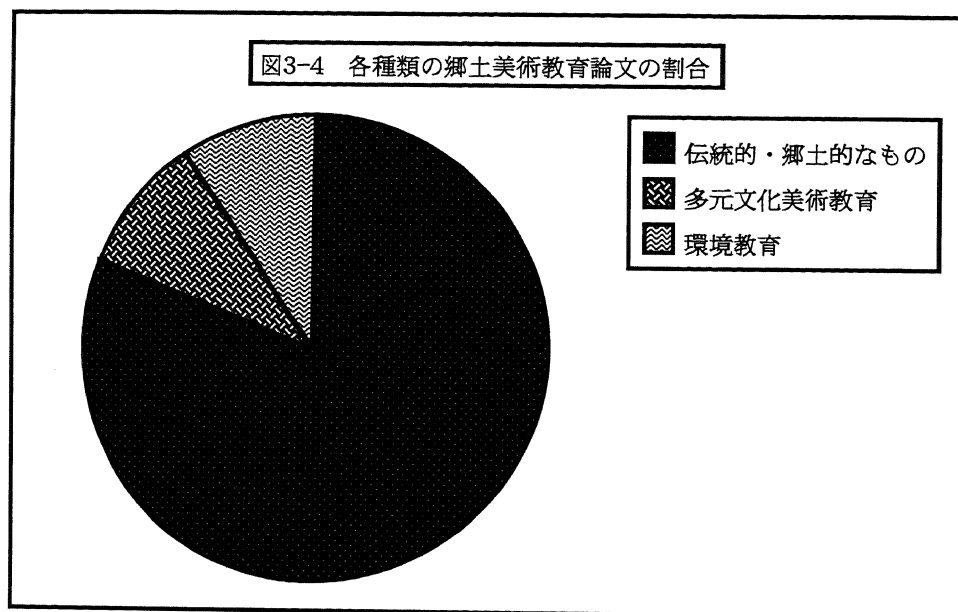
論 文 名	著 者	掲載書名
1.エルンスト・グローセの『芸術の始源』について ー環太平洋文化圏の発生への一考察ー	松本 巖	第10号
2.美術教育研究と国際化	仲瀬律久	第20号
3.日韓両国の伝統芸術の伝承と美術教育	辻弘ら6名	第23号
4.シンガポール国の美術科教育についての考察 ー教科書を中心にしてー	福田隆真	第25号
5.ドイツと日本の子どもの絵の違いについて ー凧あげをテーマに描かれた小学校低学年の子どもの絵の任意 の項目についての比較検討ー	真壁あさみ	第29号
6.シンガポールにおける小学校美術科の教科書について	福田隆真	第29号
7.国際こども平和壁画ワークショップの理念と実践	阿部寿文 金田卓也	第29号
8.シンガポールの情報教育プロジェクトと美術教育 ー初等教育を中心にー	佐々木幸 福田隆真	第30号
9.美的感受性の発達に関する異文化的視点からの考察 ー日本と台湾の比較を通してー	王文純 石崎和宏	第31号

表3-9 環境教育に関する論文

論 文 名	著 者	掲載書名
1.地域における自然と造形ー集団実習による造形基礎教育の事例ー	寺井暢彦	第14号
2.「環境造形」教育の理論と実践	阿部靖子	第23号
3.美術教育における環境教育の視点と内容	阿部靖子	第25号
4.美術による環境教育Ⅱー工作・工芸、デザイン	岡田匡史	第25号
5.環境造形教育における空間学習についての考察	阿部靖子	第26号
6.都市景観のなかの無作為の美についてー詩的景観芸術論の試みー	岡田敬司	第26号
7.美術教育と環境問題ーエコロジ ー思想からの考察ー	金田卓也	第26号
8.デザインサーベイによる景観造形教育の実践的研究（その2）	福井正明	第26号
9.1980年代における学校施設の文化的環境づくりについて ー1%システムの行方ー	佐藤智子	第29号

表3-10 各種類の郷土美術教育論文の割合

類 別	数	割 合 %
日本の伝統的・郷土的なもの	77	81.1
多元文化美術教育	9	9.5
環境教育	9	9.5
合 計	95	100



その中の「伝統的・郷土的美術・工芸教育」に関する論文を1.伝統的、郷土的な美術・工芸の教育観や教材や教授法、2.美術教育理念や芸術家、美術教育家の美術教育観、3.郷土美術教育史の三つのグループに類別してみると、次の表2-11のように1の伝統的、郷土的美術・工芸の教育観や教材や教授法に関する論文は43本、2の美術教育理念や芸術家、美術教育家の美術教育観に関する論文は25本、3の郷土美術教育史に関する論文は9本見られる。

表3-11 「伝統的、郷土的美術・工芸教育」における各種類の論文の割合

類 別	数	割 合 %
1.伝統的・郷土的な美術・工芸 に関する教育観、教材、教授法)	43	55.8
2.美術教育理念、芸術家・美術教育家の教育観	25	32.5
3.郷土の美術教育史	9	11.7
合 計	77	100

図3-5 伝統的・郷土的各種類の郷土美術教育論文の割合

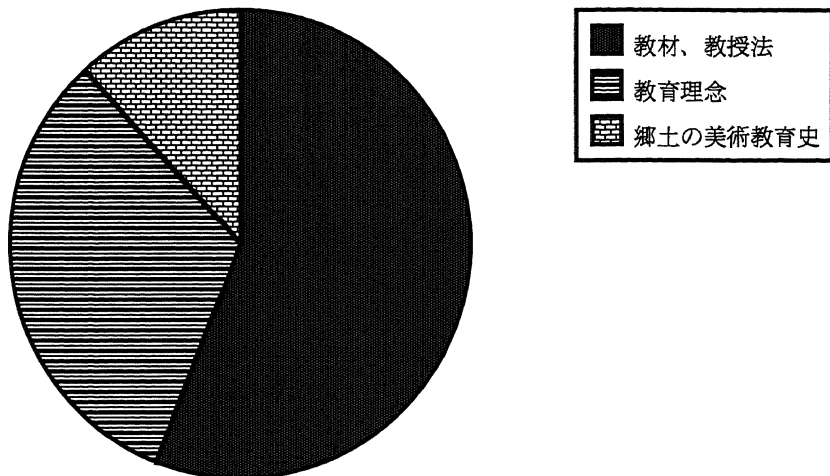


表3-12 伝統的、郷土的な美術・工芸の教育観、教材、教授法に関する論文リスト

論 文 名	著 者	掲載書名
1.窯工芸教育における窯炉の研究Ⅰ	中野 忠	第2号
2.日本の伝統折紙の造形性と美術教育	平野三代喜	第5号
3.教員養成大学における日本画指導の実際	横山ツエ	第6号
4.備前焼を中心とした炉器の素地上と焼成について	岡本素六	第7号
5.教育としての陶芸技法 ～手づくりを中心として～	岡本素六	第9号
6.大阪における「きっかけ題材」の一考察	河村徳治	第13号
7.わが国における「竹工作」の教育史的考察	浜本昌宏	第17号
8.初等教育における版画教育の研究	丸山浩司	第18号
9.日本近世における美術教材についての研究 ー木村立嶽雅経筆粉本ー	太田将勝	第19号
10.「蔵書票づくり」にみる表現活動の分析	山瀬晋吾	第20号
11.造形教育におけるスギ材の利用化研究	森岡茂勝	第20号
12.食器の役割と心理的効果	高石次郎	第20号
13.「水墨画による絵巻物づくり」が内包する表現活動の分析	山瀬晋吾	第21号
14.野外彫刻の帰納的考察 ー地域調査結果と野外彫刻のあり方	松尾 豊	第21号
15.中世大和地方における「絵所座」と「絵仏師」についての研究	太田将勝	第22号
16.円形空間の系譜考 ー日輪兵舎の復元実験を通してー	長沢三郎	第22号
17.工芸教育における生立木染色の効果的利用	森岡茂勝	第22号
18.美術教育における和魂の脱構築 ー稽古と工夫の見直しー	川田祐子	第23号
19.伝統技法の教材化への研究 ー「鎌倉彫」の応用ー	伊藤隆一	第23号
20.美術教育における和魂の脱構築	川田祐子	第24号
21.東大寺修二会「椿」の考察とその教材化研究	比留間良介	第25号
22.伝承造形のオブジェクト指向的分析	高木厚子	第25号
23.茶碗の造形美と高台に関する考察 ー器壁傾斜角と高台径の関係	脇田宗孝	第25号
24.彫刻における発想方法についての一考察 ー「見立て」の造形ー	石谷孝二	第26号
25.等春と長谷川家・等伯 ー『等伯画説』にみる等春の北陸下向ー	遠藤幸一	第26号

論 文 名	著 者	掲載書名
26.美術教育における和魂の脱構築―「マンダラ」の見直し	川田祐子	第26号
27.弥生土器の造形美と技法に関する考察	脇田宗孝	第26号
28.興福寺 板彫十二神将像の木目	新井 浩	第27号
29.美術教育における和魂の脱構築 「鏡（カガミ）」 ―「うつす」と「みがく」の見直し―	川田祐子	第27号
30.作品と風土性に関する一考察 一福田平八郎と徳岡神泉を通し て一	中 牟 田 佳 子	第29号
31.三春張子と鑑賞教育	佐藤昌彦	第29号
32.近代日本美術における制作者と受容者の関わりについての一考 察 II 一「見世物」と「美術」の間一	池上香苗	第29号
33.月照寺蔵「三十六歌仙式紙」について	下原美保	第29号
34.神応寺行教律師座像について	花村統由	第29号
35.日本の家紋についての一考察	松 江 喜 代 寿	第30号
36.近代日本美術における制作者と受容者の関わりについての一考 察Ⅲ	池上香苗	第30号
37.ポスター様式の変遷と要因Ⅲ 一日本のポスター様式1一	久 保 村 里 正	第30号
38.ポスター様式の変遷と要因Ⅲ 一日本のポスター様式2一	久 保 村 里 正	第31号
39.文化としての遊びと科学技術の接点	高橋敏之	第31号
40.クロマメによる染色の基礎的研究	竹田艶子	第31号
41.物語画の題材論及び指導論的考察	立原慶一	第31号
42.藍染めにおけるアルコール及び尿素の効用	中川存	第31号
43.東洋思想・もの派の可能性 一即の論理からの美術教育一	柳沼宏寿	第31号

表3-13 美術教育理念、芸術家、美術教育家の美術教育観に関する論文リスト

論 文 名	著 者	掲載書名
1.一般教育としての工芸の意義	巖岸耐七郎	第2号
2.大正期工芸運動の研究Ⅰー山本鼎の「農民美術」について	都築邦春	第6号
3.大正期工芸運動の研究(その2)	都築邦春	第7号
4.岸田劉生の美術教育論に関する一考察	長谷川哲哉	第7号
5.大正期工芸運動の研究(Ⅲ)ー「民芸」と民衆	都築邦春	第8号
6.百武兼行研究	副島三喜郎	第9号
7.大正期工芸運動の研究(その4) ー民芸と農民美術ー	都築邦春	第9号
8.職業教育としての工芸教育	都築邦春	第10号
9.教授内容と方法に見る美術教育の展開	橋本泰幸	第18号
10.開智学校における等々力茂登太郎の毛筆画教育	梶尾幸恵	第21号
11.石野隆の手工教育観考察	菅生 均	第21号
12.上原六四郎の手工教育観に関する一考察	菅生 均	第22号
13.岡山秀吉、一戸清方の手工科教材観の相違に関する一考察	菅生 均	第23号
14.美術教育における「自由」の概念 ー山本鼎と中西良男の実践をめぐってー	菅沼嘉弘	第23号
15.堀孝雄の自由画教育の目的とその内容	佐々有生	第24号
16.手島精一の手工教育観に関する考察	菅生 均	第24号
17.岡山秀吉の図画手工連結教授観に関する一考察	菅生 均	第25号
18.明治・大正期における趣味教育の系譜ーその興隆から図画教育へー	向野康江	第27号
19.堀孝雄の自由画教育に関する考察 ー「科学的正確」から「主観的芸術的正確」へー	佐々有生	第29号
20.高齢者の美術・造形活動の傾向と課題 ー福島県内高齢者の意識調査からみたー	片野一	第29号
21.大竹拙三の「感激」を基礎とする図画教育 ー自由画教育における「模倣」と「創造」ー	佐々育生	第30号
22.美術館の地域文化 ー美術館教育を通してー	杉林英彦	第30号
23.大竹拙三の芸術教育としての図画	佐々有生	第31号
24.パブリック・アートについての考察Ⅰ ー日本の現状と今後ー	高須賀昌志	第31号
25.美術教育とクロスカリキュラム (辻泰秀 磯部錦司)	辻・磯部	第31号

表3-14 郷土美術教育史に関する論文リスト

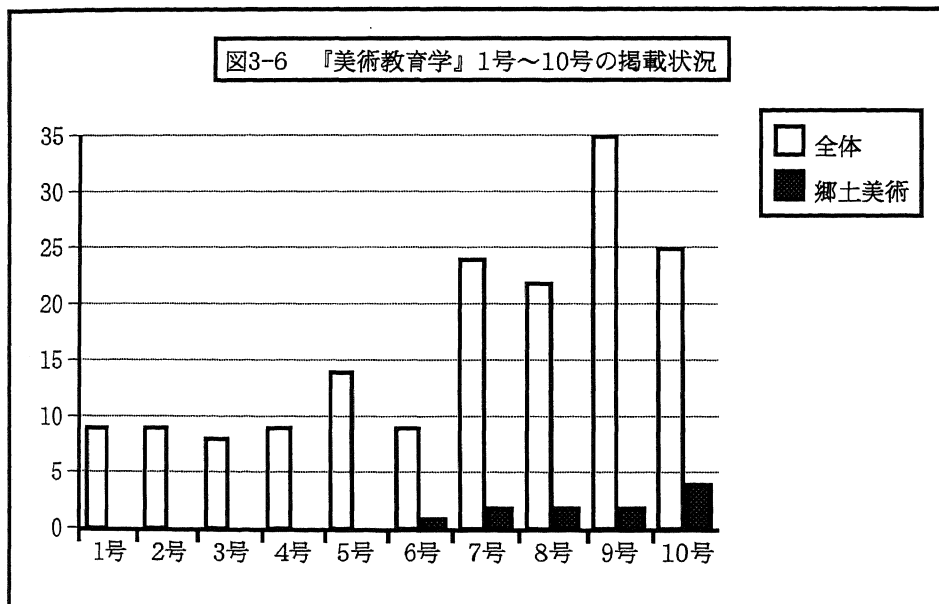
論 文 名	著 者	掲載書名
1.昭和20年代の美術教育 ーくぐり抜けてきた人々の証言ー		
2.粘土細工から彫塑教育への転機 ー信州・上田彫塑研究会の活動ー	梶田幸恵	第19号
3.広島高等師範学校付属小学校における図画・手工科の史的研究Ⅰ ー創立期の「図画科教授細目」と堀孝雄の教具研究ー	佐々有生	第22
4.広島高等師範学校付属小学校における図画・手工科の史的研究Ⅱ ー堀孝雄の「図画科教授細目」の編纂と鑑賞教育ー	佐々有生	第23号
5.山形県長瀬校の想画教育についてⅠ	青山光佑 西村俊夫 水島尚喜	第24号
6.山形県長瀬校の想画教育についてⅡ	同前掲39	第25号
7.山形県長瀬校の想画教育についてⅢ	青山光祐 水島尚喜	第27号
8.明治大正期の信濃教育会下伊那部会における手工科・図画科教育 研究の萌芽 ー教育思潮、教授方法の「撮取・消化」の観点からー	宇田秀士	第30号
9.大正後期の信濃教育会下伊那部会における図画科教育研究 ー教育思潮、教授方法の「咀嚼・改革」の観点からー	宇田秀士	第31号

2. 『美術教育学』の掲載状況

『美術教育学』第1号から第20号まで掲載されている全部の論文を前述の「伝統的・郷土的美術・工芸教育」、「多元文化美術教育」、「環境教育」の三つの主要内容に基づいて考えれば、この三つの領域に関わる論文が39篇しぼりだされた。資料3-4のリストは、各号における掲載状況を示しているものである。

表3-15 『美術教育学』第1号～第20号における郷土美術教育関連論文の掲載状況

書名	掲載総数	郷土美術	割合%	書名	掲載総数	郷土美術	割合%
第1号 (1979)	9	0	0	第11号 (1990)	24	3	12.5
第2号 (1980)	9	0	0	第12号 (1991.3)	27	1	3.7
第3号 (1981)	8	0	0	第13号(1991.12)	30	3	10.0
第4号 (1982)	9	0	0	第14号 (1993)	31	3	9.7
第5号 (1983)	14	0	0	第15号 (1994)	33	3	9.1
第6号 (1984)	9	1	11.1	第16号 (1995)	33	5	15.2
第7号 (1985)	24	2	8.3	第17号 (1996)	26	2	7.7
第8号 (1986)	22	2	9.1	第18号 (1997)	28	2	7.1
第9号 (1987)	35	2	5.7	第19号 (1998)	32	3	9.4
第10号 (1989)	25	4	16.0	第20号 (1999)	35	3	8.6



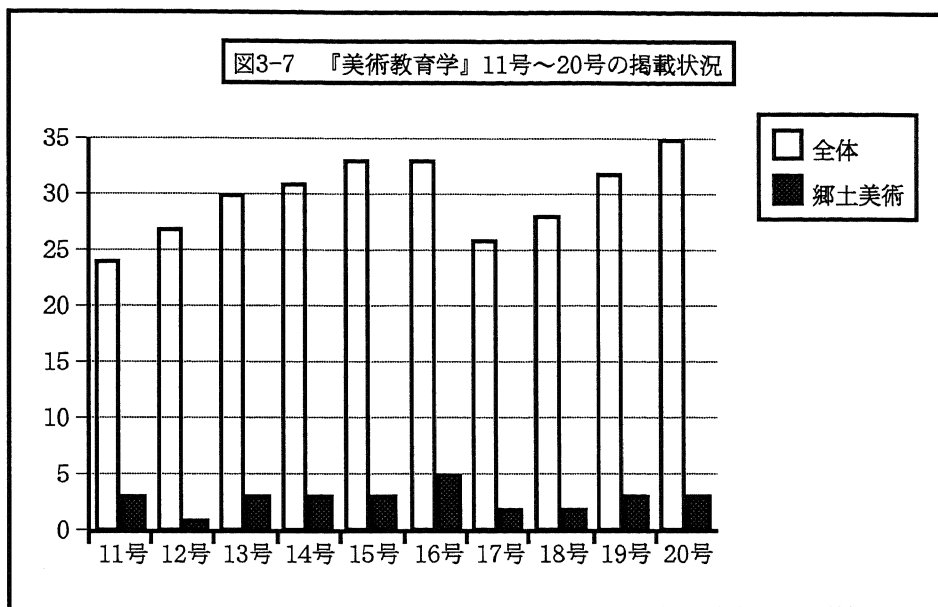
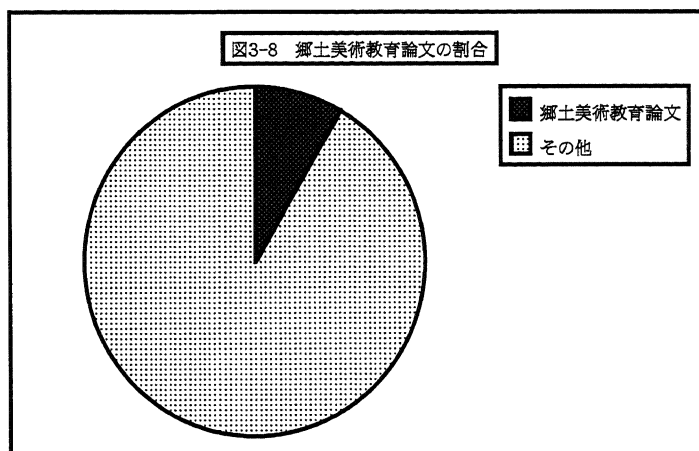


表3-16 郷土美術教育関連論文の割合

種 類	数	割合%
郷土美術	39	8.4
その他	424	91.6
合 計	463	100



これらの論文の内容を前述の「伝統的・郷土的美術・工芸教育」、「多元文化美術教育」そして、「環境教育」の三つの主要的内容観点で分類すれば、「伝統的・郷土的美術・工芸教育」に関する論文は最も多く20本、「環境教育」に関する論文は13本、「多元文化美術教育」に関する論文は6本である。

表3-17 伝統的・郷土的美術・工芸教育に関する論文リスト
 (伝統文化、美術教育史、美術教育運動、美術教育家など)

論文名	著者	掲載書名
1 毛筆画教育移行への要因—開発教授と毛筆画教育	橋本泰幸	第6号
2 明治初期・鉛筆画・毛筆画論争をめぐる図画教育観と教育家像—小山正太郎、フェノロサ、岡倉覚三を中心として—	立原慶一	第7号
3 昭和初期の図画教育思想—郷土化の図画教育にみる社会	橋本泰幸	第8号
4 消えた教材「紐結」の考察	津田昇	第9号
5 大正期、画家の美術教育論—大竹拙三編『画家の児童画観』を中心として	立原慶一	第10号
6 木下紫水の図画教育—自由画教育前夜の活動について	宇田秀士	第10号
7 木下紫水の図画教育—自由画教育以降の活動について	宇田秀士	第11号
8 明治期の横浜における美術教育(1)	山口喜雄	第11号
9 「織る」ことの教育的位置付け(その2)	中村潤子	第11号
10 明治期の横浜における美術教育(2)	山口喜雄	第12号
11 明治期における芸術概念とその社会的機能—旧派洋画家とパノラマ館を中心に	蔵屋美香	第13号
12 山梨県における自由画教育	佐藤政道	第14号
13 信州における新教育運動と美術教育1	橋本光明	第15号
14 拡大する染めと工芸教育への展開—美術・工芸或いは表現に関わる基本的問題の問い直しのために	佐藤賢司	第16号
15 戦後茨城県下美術教育実践史の研究—民間美術教育運動を中心として	瀧ヶ崎正彦	第16号
16 信州における新教育運動と美術教育〔Ⅱ〕—白樺教育運動	橋本光明	第16号
17 工作教育の基礎に関する—考察—工芸概念の多様性に対する共通性の探究の視点から	佐藤賢司	第17号
18 江戸後期から明治初期にかけての彫刻制作者に内在する師弟観について—徒弟制における師弟関係と学校教育における師弟道の存続と融合	池上香苗	第18号
19 地域の伝統的造形と鑑賞教育—小学校における昼花火の実技と理論的考察	佐藤昌彦	第18号
20 地域をいかした総合的学習の体系化—1945年以降の考察に基づく中学校美術教育における再構築の試み	磯部錦司	第19号

表3-18 多元文化美術教育に関する論文リスト

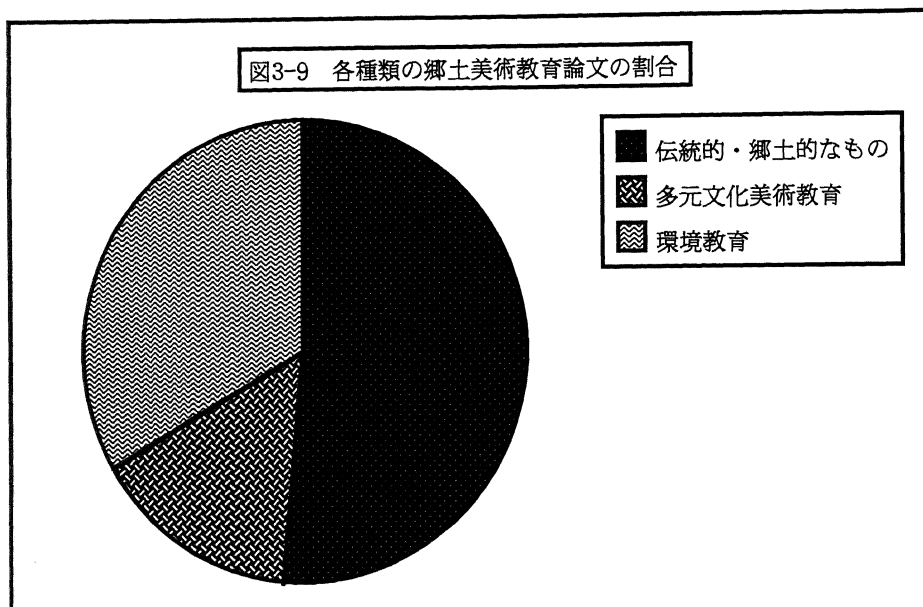
論 文 名	著 者	掲載書名
1 美術教育と異文化理解教育	金田卓也	第13号
2 アメリカにおける多元文化的美術教育	金田卓也	第15号
3 台湾の新しい小学校における「郷土美術」について	蔡 惠真	第19号
4 ムックリ（口琴）の教材化考（1）ーアイヌ民族の伝統的造形の教育的意義と造形教材としての可能性を探る	佐藤昌彦	第19号
5 台湾の中学校の新設教科である「郷土芸術活動」とその実施状況について	蔡 惠真	第20号
6 ムックリ（口琴）の教材化考（2）ーアイヌ民族の伝統的造形の教育的意義と造形教材としての可能性を探る	佐藤昌彦	第20号

表3-19 環境教育に関する論文リスト

論 文 名	著 者	掲載書名
1 美術教育と環境 ー美術教育における学校環境と環境教育ー	阿部靖子	第7号
2 子どもの文化的環境と環境教育	阿部靖子	第8号
3 美術教育における環境教育 都市1	伊藤清忠	第9号
4 自然の遊びは子どもをどのように育てるか ー美術教育への提言ー	山口孝雄	第10号
5 環境教育としてのデザイン教育	香取圭子	第10号
6 「環境造形」学習の教材化についての実践的研究 ー教員養成系大学学部学生を対象にー	阿部靖子	第13号
7 「環境造形」の教材化	阿部靖子	第14号
8 美術による環境教育 ー造形遊び、絵画、彫刻ー	岡田匡史	第14号
9 美術教育における環境造形学習の内容と構造	阿部靖子	第15号
10 自然環境とかかわる環境造形教育について ー20世紀後半以降の美術の動向からー	阿部靖子	第16号
11 野外教育におけるものづくり活動 ー木材による遊び道具づくりー	渋谷寿	第16号
12 自然との共生をめざす美術教育に関する考察	隅 敦	第17号
13 自然環境を視点とした美術教育 ー現代美術からのエコロジカル・アプローチー	磯部錦司	第20号

表3-20 各種類の郷土美術教育論文の割合

類 別	本 数	割 合 %
伝統的・郷土的なもの	20	51.3
多元文化美術教育	6	15.4
環境教育	13	33.3
合 計	39	100



「伝統的、郷土的美術・工芸教育」に関する論文を1.な美術・工芸の教育観や教材や教授法、2.美術教育理念や芸術家、美術教育家の美術教育観、3.郷土美術教育史の三つのグループに類別してみると、次の表3-21のように1の伝統的、郷土的美術・工芸の教育観や教材や教授法に関する論文は6本、2の美術教育理念や芸術家、美術教育家の美術教育観に関する論文は8本、3の郷土美術教育史に関する論文は6本見られる。

表3-21 日本の伝統的・郷土的における各種類の論文の割合

類 別	数	割 合 %
1.伝統的・郷土的な美術・工芸に関する教育観、教材、教授法	6	30.0
2.美術教育理念、芸術家・美術 教育家の教育観	8	40.0
3.郷土の美術教育史	6	30.0
合 計	20	100

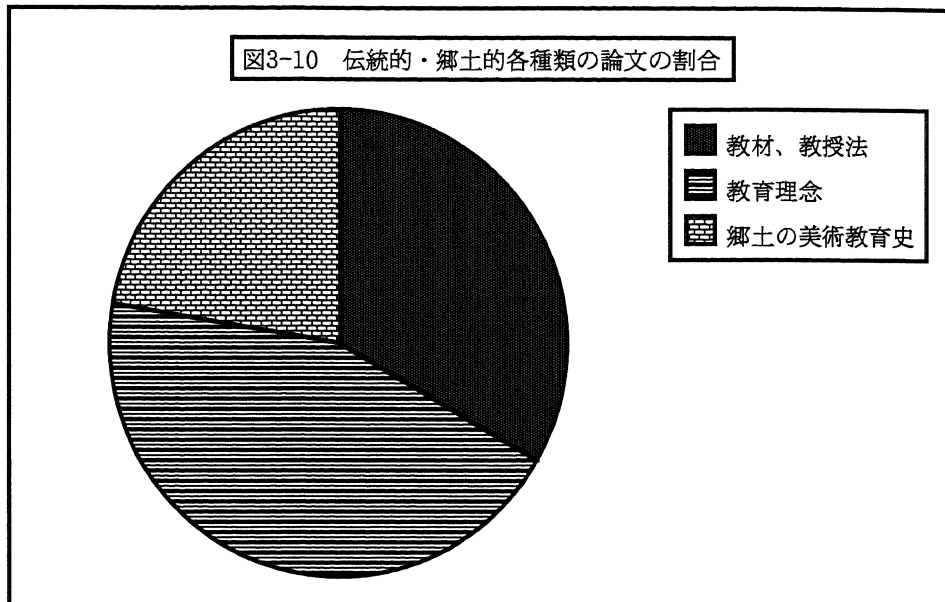


表3-22 伝統的、郷土的な美術・工芸の教育観や教材や教授法に関する論文

論 文 名	著 者	掲載書名
1.毛筆画教育移行への要因—開発教授と毛筆画教育	橋本泰幸	第6号
2.消えた教材「紐結」の考察	津田 昇	第9号
3.「織る」ことの教育的位置付け（その2）	中村潤子	第11号
4.拡大する染めと工芸教育への展開—美術・工芸或いは表現に関わる基本的問題の問い直しのために	佐藤賢司	第16号
5.江戸後期から明治初期にかけての彫刻制作者に内在する師弟観について —徒弟制における師弟関係と学校教育における師弟道の存続と融合—	池上香苗	第18号
6.地域の伝統的造形と鑑賞教育 —小学校における昼花火の実技と理論的考察—	佐藤昌彦	第18号

表3-23 美術教育理念や芸術家、美術教育家の美術教育観に関する論文リスト

論 文 名	著 者	掲載書名
1.明治初期・鉛筆画・毛筆画論争をめぐる図画教育観と教育家像 —小山正太郎、フェノロサ、岡倉覚三を中心として—	立原慶一	第7号
2.昭和初期の図画教育思想—郷土化の図画教育にみる社会	橋本泰幸	第8号
3.大正期、画家の美術教育論—大竹拙三編『画家の児童画観を中心として	立原慶一	第10号
4.木下紫水の図画教育—自由画教育前夜の活動について	宇田秀士	第10号
5.木下紫水の図画教育—自由画教育以降の活動について	宇田秀士	第11号
6.明治期における芸術概念とその社会的機能—旧派洋画家とパノラマ館を中心に	蔵屋美香	第13号
7.工作教育の基礎に関する—考察—工芸概念の多様性に対する共通性の探究の視点から	佐藤賢司	第17号
8.地域をいかした総合的学習の体系化—1945年以降の考察に基づく中学校美術教育における再構築の試み	磯部錦司	第19号

表3-24 郷土美術教育史に関する論文リスト

論 文 名	著 者	掲載書名
1.明治期の横浜における美術教育 (1)	山口喜雄	第11号
2.明治期の横浜における美術教育 (2)	山口喜雄	第12号
3.山梨県における自由画教育	佐藤政道	第14号
4.信州における新教育運動と美術教育 1	橋本光明	第15号
5.戦後茨城県下美術教育実践史の研究—民間美術教育運動を中心として	瀧ヶ崎 正彦	第16号
6.信州における新教育運動と美術教育 [Ⅱ] —白樺教育運動	橋本光明	第16号

以上の『大学美術教育学会誌』と『美術教育学』における郷土美術教育に関する論文の集計データを見れば、戦後日本の美術教育研究は表現、創造などを中心とし、郷土や伝統の美術教育研究が極めて少ないと考えられる。

第4節 考察

台湾で実施している横断的・総合的な教科特徴を持つ、学校教育における郷土美術教育は、1.郷土文化の保存、伝承、創造へ関心と郷土の美への鑑賞などの興味を高め、地方の伝統性、地域性を強調する美術教育、2.多元文化の価値を認め、各民族の文化を尊重し、開かれた視野を持ち、社会の安定と進歩を増進するように生徒に期待をする、台湾の原住民の美術工芸と台湾の文化に影響を与えた各時期の外来文化の二つの要素を含む多元文化美術教育、3.地方の環境教育の三つの内容を含む。筆者は、この三つの視点に立って、日本の美術教育の新しい動き、学会誌における戦後日本の郷土美術教育研究を見て、次のように考察する。

1. 三つの視点による考察

(1) 地域性・伝統性が強調される「表現」と「鑑賞」の教育

まず、学習指導要領における図画工作・美術の内容を見ると、改善の要点として、鑑賞については、児童の発達や地域の実態に応じて、すべての学年で独立して指導できるようにすることが語られている。具体的に言えば、表現の材料や方法、課題学習については、地域の身近なもの、伝統工芸など地域の特質を生かした、伝統的なものを取り上げるようにし、表現の能力を補足的に高める学習、創造的・独創的な芸術表現を追求する発展的な学習などの学習活動を適切に工夫して取り扱うことである⁽¹⁸⁷⁾。また、地域の美術館などを利用することを明示するという鑑賞の指導の充実が挙げられている⁽¹⁸⁸⁾。

中学校の美術科の内容では、表現と鑑賞両分野とも日本美術に関する学習方法が強調されている。第2学年及び第3学年において、「日本及び諸外国の作品の独特な表現形式や構成、技法などに関心をもち、自分の表現意図に合う新たな表現方法を研究するなどして創造的に表現すること」が示されている。そこでは、日本の伝統的な美術、彫刻、工芸の生成過程と日本の風土との深い関わ

⁽¹⁸⁷⁾ 文部省「中学校学習指導要領」、文部省、1998年、69-70頁

⁽¹⁸⁸⁾ 小学校学習指導要領解説図画工作編作成協力者（著作権所有者：文部省）『小学校学習指導要領解説図画工作編』、日本文教出版株式会社、1999年、4頁

りが語られている。それぞれとも自然との共存を基盤としつつ、人間により生まれ、地域や季節の行事に生命力を注ぎ、人間とともに重要な役割を共演する表現物であり、伝統文化の形成の要素である。生徒たちに、これらの表現物の中には、多様な表現題材や表現形式、表現方法を見出し、自分の表現に取り入れて、表現の幅を豊かに広げることが大切であると伝えなければならない⁽¹⁸⁹⁾

高校の美術教育においても、日本がなど日本の伝統的表現方法や、・・・・材料や用具などについて体験的に理解するとともに、その活用を図ることや、美術館などの作品や地域の文化財や文化的行事での伝統美や、この伝統美を生み出す表現技能などの価値を見出し、自分の表現に活用するなど多様な美的体験を図ることが重要である⁽¹⁹⁰⁾、と「美術Ⅰ」の表現の内容としてねらわれている。この内容に関わる、浮世絵、絵巻、掛軸、障壁画、塑造、木彫、石彫、張り子、乾漆など日本の風土に根ざした伝統的な表現方法と材質の異なる複数の材料を使用した現代的表現、映像メディアなどの表現、デザインと一体化した新たな複合表現などの技法を学び、表現方法の幅を広げるような多様な工夫も示されている⁽¹⁹¹⁾。

鑑賞分野においては、地域の行事などにおける美術文化、伝統、造形作品、造形活動についての理解、地域の活動との連携のある、日々の生活において美術を愛好する心を養うこととともに、日本の美術の歴史と表現の特質⁽¹⁹²⁾に関する指導も強調されている。

次に、文化庁の「子ども文化プラン」における地域的、伝統的な特性を強調する美術教育活動を取り上げれば、子どもたちの健全育成とともに伝統文化の継承と発展を図るため、文化財を活用した子ども対象の事業を充実する「ふるさと文化継承活動支援事業」、「日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース）」、「ふれあい歴史のさと事業」のいくつかの活動が企画されている。

その他も、「舞台芸術参加事業」、「全国高等学校総合文化祭」、「学校の余裕教室などを活用した文化活動の促進」など子どもたちが地域において積極的に文化活動に参加できるようにするための支援を行う。

ここでは、早い時期の80年代に企画され、実践されていた一つの郷土美術教育プロジェクトを見てみよう。

『美育文化』1984年6月号において、当時の山梨県教育推進協議会の武田好

⁽¹⁸⁹⁾ 美術編作成協力者『中学校学習指導要領解説 美術編』、文部省、1999年、47-48頁

⁽¹⁹⁰⁾ 美術編作成協力者『高等学校学習指導要領解説 芸術編・音楽編・美術編』、文部省、1999年、76頁

⁽¹⁹¹⁾ 美術編作成協力者『高等学校学習指導要領解説 芸術編・音楽編・美術編』、文部省、1999年、78-79頁

⁽¹⁹²⁾ 同上、89頁

文氏が、社会問題や教育問題を克服するために、地域社会を再生し、地域のもつ教育力を高め、地域ごとの個性ゆたかで特色ある教育活動を通して、教育の普遍的価値で志向する教育が行わなければならないと主張した。そして、当時の山梨県教育推進協議会において、現在の新しい教育方針における「地域に根ざした教育」の考えに近い「風土に根ざした山梨教育」というプランを推進していた。このプランの視点を引用して、武田氏が、次のような七つの視点をあげる。

①教育土壌づくりの基盤 地域住民のすべてが、教育を自分のものとしてとらえ関心・理解を示すこと。

②地域教育の出発点 地域の人々の対話と合意により、地域にふさわしい教育課題の掘りおこしが行われること。

③地域教育力の総合化 課題の解明や克服に向かって、家庭教育・学校教育・社会教育の各機能が、個々に生きながら、しかも総合的に機能するように図られること。

④特色ある教育活動地域の人々が、地域のもつ良さに気付き、その良さを教育に生かすような教育活動が行われること。

⑤地域文化・地域連帯の育成 二世代・三世代による交流した教育が行われること。

⑥地域の人々の生き方、生活の寄りどころ 地域の歴史的文化の発掘や継承を重視すること。

⑦文化創造志向 香り高い文化志向と未来社会の創造を目指す教育活動をもりあげること。⁽¹⁹³⁾

これらの視点の中で、地域の文化や伝統に関わるものは、④特色ある教育活動、⑤地域文化・地域連帯の育成、⑥地域の人々の生き方、生活の寄りどころ、⑦文化創造志向の四つである。その展開としては、1.各地域固有の自然や風俗・習慣・伝統等の良さを見い出し、教育に生かすこと、2.異年齢世代の交流による教育を重視し、地域文化の継承や創造活動を通して地域連帯の育成や人間関係の増幅をはかること、3.地域の先人たちの願望や、願望具現にかけた足跡を理解し、地域の歴史的文化の発掘や継承、文化財の見直しをすること、4.地域の未来社会を切り開く大きな力である、生活環境づくりや、趣味活動、創造活動、教養的学習活動への志向を高めること⁽¹⁹⁴⁾ など具体的な活動内容や方法が進められていた。

郷土あるいは地域の香り高い文化を求めるには、地域に根ざした造形教育は

⁽¹⁹³⁾ 武田好文「地域に根ざした教育のなかの、学校教育と造形教育と、生活の絵」『美育文化』VOL.34 NO.6、美育文化協会、1984年、36頁

⁽¹⁹⁴⁾ 同上、37-38頁

欠かせない教育であると考えた武田氏は、更に、この「地域に根ざした教育」に基づいた学校の美術教育の目標と実践策も次のように語った。

①地域社会における造形教育にかかわる教育的関心度、期待像、現実的な状況分析を土台にして、問題点や課題を明確にする。

②子どもたちの造形教育にかかわる意識、前提能力、期待像を把握する。

③地域社会や家庭、子どもたちの意識や期待を総合的にとらえ、地域に根ざした教育や造形教育の期待値と照らし合わせるなかで目標の体系化をはかる。

④目標達成のための題材、活動内容精選の論理とフィルターを設ける。このフィルターとして次のものを重視する。

*地域の自然・生活様式・風俗・習慣・伝統行事・伝統文化・文化遺産などの認識や愛情の育成につながるもの。

*家や家の周辺・古寺・神社・地場産業・家屋構造・水源・集荷場などの認識や歴史的理解、愛情の育成につながるもの。

*子どもたちの遊びや、労働・スポーツ・文化活動・環境整備活動など地域の人々の活動に対する認識を深め連帯の意識化につながるもの。

また、内容精選の論理的視点として、地域性を中核に、次のことについて配慮する。

適時性、適量性、段階性、情意性、誘発性、問題性、課題性、具体性、矛盾内包性、予見性、系統性、個別性、成就性、社会性など。

⑤子どもと老人、親と子、地域の人々と子どもたちとの交流活動の場を教材化し、地域文化への認識や地域連帯に結び付けながら教科目標に接近する。

⑥地域の歴史的文化に接近させるための活動を重視し、親や祖父母、あるいはもっと昔の人たちの生活の様子や、願望、願望具現にむけた足跡を理解して、生き方や生活の寄りどころとなるような活動を通して教科目標に接近する。

⑦激変する産業の動向を理解したり、生活文化の向上につながる活動、生きがいを求めた趣味活動や創作活動をいかして、明日の地域文化の創造に志向していく。目的的な現状離脱感を媒介とした活動と、伝統的文化の継承活動との均衡のとれた活動を重視する。

⑧以上の各項で述べた視点から教育課程を基準に照らしながら作成し、実施する。⁽¹⁹⁵⁾

以上、地域の文化の伝承と創造に確実な役割を發揮できるものは、体系化された「地域に根ざした造形教育」であると16年前に武田氏は述べている。これらの「地域に根ざした」一連の推進策は、前述の文化庁の「地域子ども文化プラン」と日本の文化政策にもふれた80年代の特色である、地域の文化的主体性・

⁽¹⁹⁵⁾ 武田好文前掲書、39-40頁

自律性を確立する方向へと積極的に展開した「地方の時代」への日本の文化政策と連動した地方政策の動きの一つであると考えられる。しかし、今日になって、その文献を見ても、その「地域に根ざした造形教育」理念と精神は、まだ鮮明で、21世紀へ向かっての日本の学校美術教育の動向と合致しているところも明らかであり、新学習指導要領が打ち出した新しい学習活動である、「総合的な学習の時間」の実施方針と近似している。

(2) 多元文化美術教育の展開

まず、小学校学習指導要領図画工作編においては、改訂の趣旨の一つである、各学年の特質に応じて、日本やアジアなど諸外国の美術文化についての関心や理解を一層深められるよう鑑賞の充実を図ること⁽¹⁹⁶⁾。中学校学習指導要領美術編においては、前述の関心や理解を踏まえ、日本及び諸外国の児童生徒の作品や現代美術や美術の文化遺産を鑑賞し、各々の美しさや創造力の豊かさなどの特色を味わうように美術を通じた国際理解を深めることが望まれている⁽¹⁹⁷⁾。

そして、国際理解と関わり合う総合的な学習における美術教育が持つ多元文化美術教育の役割も無視してはいけない。「キッズゲルニカ」と題した国際子ども平和壁画ワークショップ活動と「いなみ国際木彫刻キャンプ」の二つの実例を取り上げ考察していく。

① 「キッズゲルニカ」

アメリカのフロリダ州立大学のトム・アンダーソン教授がこの平和壁画ワークショップにおいてのコンセプト作りの上でのキーパーソンであると著者は思う。彼の主な研究は、美術が社会的文脈を反映するものである視点に立つ地域のアイデンティティを反映するものとしての壁画研究と製作である。彼と彼の仲間から開始されたこのプロジェクトはアートジャパンの主催で既にアメリカ、日本（神戸大学発達科学部、京都教育大学教育学部附属養護学校、徳島県立近代美術館）韓国、フランス、ネパール、パプアニューギニアなどの国で開催され、世界巡回を続けている。

この活動の趣旨は、一つの平和運動の実践を通して、文化的背景や指導観の違いによって、子どもの表現に多様な相違が見られるが、そうした相違があるという事実を理解し、各々の表現を受け入れることが大切であると活動に参加する子どもや世話役の人たちに互いに理解し合うことである。活動はピカソのゲルニカサイズのキャンパス（777×349 c m）に共同で「平和」のメッセー

⁽¹⁹⁶⁾ 小学校学習指導要領解説図画工作編作成協力者（著作権所有者：文部省）『小学校学習指導要領解説図画工作編』、日本文教出版株式会社、1999年、3頁

⁽¹⁹⁷⁾ 文部省「中学校学習指導要領」、文部省、1998年、68-69頁

ジを描くということであり、一つの美術教育を通しての国際理解の試みである。各国の指導観の相違を理解する資料として、各々国で行われるワークショップはビデオで記録された⁽¹⁹⁸⁾。

②いなみ国際木彫刻キャンプ

井波町は、富山県西南部の砺波地方に位置し、木彫りの町で知られる。その伝統美術工芸の発展は、江戸時期から社寺仏閣の建築、装飾が盛んとなって、明治期よりの工芸品の美術化の段階を経て、終戦前後東京の美術風格に影響され、美術工芸の伝統が緩やかに変容し、今日に至っている。そして、その伝統木彫刻家と美術作家の二重のものづくり集団が形成されていったのである。この背景の下に、井波町は、地域のアイデンティティの育成に寄与する、地域の子どもたちに積極的に地域文化と触れさせる機会がある、「いなみ国際木彫刻キャンプ」を通して、外国や町内外の木彫作家と作品、井波の子どもとがふれあう教育を考えて見る。

活動は1991年7月22日から20日間にわたり、第1回目が行われ、その後4年毎の開催となった。第1回目では、呼びかけに応じた井波小学校子どもを招待して、キャンプに参加した作家たちとの簡単な交流会をした。第2回から、井波小学校は、積極的に活動に取り組み、4～6年全員の子どもが木彫作品を共同製作し、作品を通して、招待された作家たちと交流の展開を促進してきた⁽¹⁹⁹⁾。

上述の「国際」の視点を日本におけるアイヌや琉球文化をはじめ、各「地域」の文化に換えて見れば、改訂された中学校学習指導要領の解説美術編において「アイヌや琉球文化をはじめ各地域文化に見る造形などの独自性と特質や日本文化の多様性について着目させることも大切になる」⁽²⁰⁰⁾と明示され、これらの多様な文化の価値も新たに見直された。この方針によって、筆者が調査した日本の図画工作教科書や、美術教科書は、従来の一元化された日本文化観に縛られて、アイヌ文化に関連する写真が一枚も掲載しておらず、偏った価値観によるものであると脱却できるであろうと、筆者は注目している。

また、文化庁の「子ども文化プラン」に見られる、多元文化の理解を強調する美術教育活動は、全国高等学校総合文化祭を通じ、日本とアジア諸国の高校生との交流を促進する「アジア国際文化交流事業」や、全国高等学校総合文化祭を通じ、日本と中国の高校生との交流を促進する「日中高校生文化交流事業」

⁽¹⁹⁸⁾ 阿部寿文「美術教育を通しての国際理解の試み」『子どもの造形』Vol. 1 No. 1、明治図書、1997年、40-42頁

⁽¹⁹⁹⁾ 長谷川総一郎「木彫刻の井波町と地域文化の教育」『子どもの造形』Vol. 1 No. 1、明治図書、1997年、44-46頁

⁽²⁰⁰⁾ 作成協力者（中学校）前掲書、100頁

などの多元文化の理解に関わる活動も各地で推進されている⁽²⁰¹⁾。

(3) 環境問題と総合学習

「環境」は、上述の国際理解と同じく小・中・高校の学習指導要領の総則における「総合的な学習の時間の取扱い」課題の一つである。日本においてのこの環境と美術教育の関わりに関する研究は80年代から増えてきて、創造的な美術教育を中心とする、戦後の日本の美術教育に新しい課題を与えた。

この美術教育の視野を「個人」から「社会」へ広げる環境教育のルーツは、1975年に開催された「国際環境教育会議」と考えられる。その後、地球規模で進行している環境破壊、資源問題など地球環境に深刻な影響を国際間の協力で改善しようとする目的を挙げた国際環境会議次々と開催された。その中、「地球サミット」とも呼ばれる1992年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」や、1997年に京都で開催された「地球サミット京都大会」がある。

日本では、1970年代から高度経済成長期に入り、健康悪化や住居環境破壊など公害問題を改善するため、公害対策基本法が改訂され、学校教育の社会科に公害教育が導入され始めた。環境問題に関する教育は学際間の提携的・相補的展開が適切であるという共通的认识の下で推進してきて、学習指導要領の改訂にしたがって、「総合的な学習の時間」の課題の一つになった。

また、現場教師が提案したものとして、「土から野草，そして生活へ」という自然との共生プロジェクトが福井大学教育地域科学部附属小学校で行われた。次は、その進み方を見てみよう。

①「土から野草，そして生活へ」

この総合学習は5～6年生を対象とし、全18時間で構想された。1年間を通して、「RECYCLE 地球の未来を助けよう」を各種の関連活動で探っていった。

単元のねらいは、1.これまでに調べてきたさまざまな環境問題を改善すべく、自分たちでできる新たな生活スタイルを提案し、そでに必要なことを多角的に検討して実践的な追求をする、2.環境問題改善のための「ものづくり」や「生活づくり」に取り組み、自分たちの創意を生かしたり、最も適する方法を考えたりする、3.追求過程の話し合い活動や共同造形活動，生活実践を通して、友だちの考えと比べながら自分の考えをより明確なものにする、の三つで定めた。

目と手でつむぐこの活動のキーポイントは、1.生活そのものを学習課題とする、2.コスト0は条件とする、3.自然と共生をねらいとする、4.学校での集団生活の場を対象とする、5.プロジェクトチームを活動母体とし、仲間と助けあっ

⁽²⁰¹⁾ 文部省『我が国の文教施策（平成11年度）』、大蔵省印刷局、1999年、402-403頁

て活動するという五つが設定された。このキーポイントに沿って、12月から3月まで18時間のグループ活動を展開した。1.この六つの短期集中の学習活動を支えるのは、4月の「野外教室」、4～6月の「追求討論」、5～6月の「リサイクル工房」、6～10月の「ガラスのリサイクル法大研究」、10月の「わたしたちのメッセージを伝えよう」、11月の「展示館オープン」など、年間を通しての一連の短期集中型のカリキュラムである。

この一連の短期集中型のカリキュラムの各探究内容を見てみると、「野外教室」においては、春の野原散策、たんぼぼコーヒー喫茶が企画された。「追求討論」においては、「リサイクルとは」、「環境を護るために」、「護るべき自然とは」の三つのテーマが設定された。「ガラスのリサイクル法大研究」においては、焼成窯による再生ガラスの器づくりに基づいて、三つの実験が行われた。

そして、12月に、年間学習活動を総括する「自然の共生提案プロジェクト」会議を行って、子どもたちが4月から11月まで体験してきたさまざまな経験に基づいて、自分の方向を決め、ハーブグループ、映画制作グループ、水族館グループの三つのグループを編成し、12月から3月までの間、それぞれのテーマに沿って活動した。

ハーブグループの場合は、「土から野草、そして生活へ」のテーマに基づいて、1.ハーブの徹底研究（2時間）、2.粘土の再生（4時間）、3.手捻りによるハーブプランターの形成（4時間）、4.学校のガス窯による素焼き焼成（4時間）、5.土作りと種まき（2時間+ α ）、6.ハーブ栽培とハーブ園づくり（2時間+ α ）の合計18時間の六つの学習内容を提案し、実体験を通じて「一段落の学び」を実現した。更に、ハーブを生かした生活想像への発展的な学びへ進んでいくことも期待されるであろう。

2. 学会誌の集計結果

(1) 見落とされる郷土・伝統

戦後のこの領域の研究傾向については、大学美術教育学会学会と美術科教育学会の学会誌において、美術教育と伝統美術文化・地方の美術史との関わりに関する論文掲載状況を見ると、『大学美術教育学会誌』においては、1969年の第2号で掲載し始め、1999年までの各号に見られる関連論文は77本があり、全体452本の17.03%を占めている。『美術科教育学』においては、1984年の第6号で掲載し始め、1999年までの各号に見られる関連論文は20本があり、全体463本の4.31%を占め、『大学美術教育学会誌』の掲載割合の約四分の一の数であり、極めて少ない傾向が見られる。

この郷土的・伝統的美術教育研究は稀少な傾向が見られる原因について、岡崎昭夫氏の『戦後における美術教育内容概観』、アメリカの美術教育者が見た日本の美術教育、『美育文化』誌の関連掲載、仲瀬氏・大橋氏の論説の三つの文献で描かれているものを通して考察する。

①戦後30年間における美術教育内容概観

岡崎昭夫氏の『戦後における美術教育内容概観』は、1950年～1977年の研究大会要項にみる学習指導案の分析を通してみた題材に関する実態的調査（1979年1月31日）を行った結果をまとめた論文である。岡崎氏によれば、

この研究の第一の目的とするものは、美術教育の領域における「教材」の調査である。このことは、「教科、教授内容の人間形成的意義」という美術教育（学）における、「教育目的論」と、「教授内容の構造」という「教育課程（カリキュラム）論」とを接合する、最も重大な役割を演ずるものとしての美術（科）教育における「教材」の一般的理論を構築するための、必要不可欠な前提であると考えたい。このような意味で、戦後における、「教材」を、主として、研究大会の要項から収集するという企図は、美術（科）教育という領域における「教材現象」を、今一度、歴史的な集合関係のなかで確認することが、「美術教育（学）」へのアプローチに関して、基礎的前提と思われるからである⁽²⁰²⁾。

この戦後における日本の美術教育の中心的テーマである、H・リードの主張する「芸術による教育」の概念のもとに出発した「創造的」美術教育は、1947年から1977年までの全国404件の研究大会のテーマ資料の調査・分析により、その存在証明を見い出している。したがって、戦後の各段階それぞれの動向特徴が明らかに浮き上がった。

a 1947年から1949年

戦後の美術教育の再建は、昭和22年度の「図画工作科」の設定から出発する。この年度における、各県の図画工作研究大会のテーマは1947年度に見られるように、「図画工作科」の教科論と、美術教育の目的論の新しい模索であるといえる。それに続いて、1949年度（昭和24年）まで、主に制度論を中心に図画工作科の教科論、内容論、方法論など、その全般にわたっての諸問題が、これらの研究大会の「テーマ」となっているのである。

⁽²⁰²⁾ 岡崎昭夫『戦後における美術教育内容の概観』、大阪教育大学大学院修士課程教育学研究科美術教育専攻修士論文、1979年、15-16頁

b 1950年から1954年

1951年（昭和26）、学習指導要領の試案が文部省より提出され、1952年には「創造美育協会」が設立された。

戦後の美術教育の出発点は、創造主義の観点と情操の概念でとらえられている。

c 1955年から1959年

1955年、「図画工作教科書」の検定教科書が使用され始めた。民間美術教育団体の「造形教育センター」が設立された。1958年、「小・中学校学習指導要領」が告示され、中学校の「図画工作科」は「美術科」と改称せられた。

この5年間の各研究大会のテーマを概観するとき、そこに見い出されるのは、1954年までの戦後の美術教育の新たな再建への混乱したアプローチが、この時期を通じて、急速に整合されつつある現象なのである。

「創造性」、「創造的表現」、「創造的態度」、「個性的表現」、「発達段階」、などの新たなキー概念が見い出された。また、「立体表現」や、「デザイン」などの各領域への視点も見逃せない。

d 1960年から1964年

1960年に第1回新しい絵の会全国集会在開催された。「たくましい子どもを育てる」、「人間形成と造形教育」スローガンがはっきりと見い出され、そのさまざまな美術教育へのアプローチとして、あるいは「地域性」に、あるいは「生活にねざした」など、1940年代とは異なる、幅広い展開が認められるのである。

e 1965年から1969年

1965年、INSEA会議が東京で開催されたことと、1968年、「小・中学校教育課程改訂案」が発表された。

1960年代の前半期における「人間形成」の視点が美術教育上の意義として設定された企図の連続が認められる。「個性豊かな人間性」の育成が通則化された。

f 1970年から1977年

1960年代後半より一層通則化された美術教育の目的論的設定のみの「テーマ」が数多くなっている。例えば「創造的な表現力」、「豊かな造形活動」、「喜びの創造活動」などの一般的なパターンを感じることができる。⁽²⁰³⁾

70年代の学校美術教育は、岡崎氏が以上のように描いた。80年代になると、どう変わるかについて、当時、来日したアメリカの美術教育者が見た日本の学校美術教育の実態を通じて把握しよう。

⁽²⁰³⁾ 岡崎前掲書、37-64頁

②アメリカの美術教育者が見た日本の美術教育とは

1986年7月から12月までの半年間、毎日、東京の公立、私立の小・中・高等学校の美術授業を参観した、アメリカ合衆国ミネソタ州立ミネソタ大学の元講師のアレクサンダー・ワイルズ氏が日本の美術教育について次のように述べた。

日本の美術教育理論は実際のところ、ほとんど大部分が欧米の教育思潮に基づいており、その教育目標は欧米諸国のそれと共通している。日本とアメリカの美術教育が実際に異なるところといえば、美術教育の時間数、教科書の使用、教授方法などにすぎないが、その考え方の大部分の源泉は欧米にあり、ただ日本で実行されているというにすぎない。

・・・中略・・・事実、日本の美術教育において用いられているほとんど全ての理論や主張は、われわれが慣れ親しんでいる西欧の思潮に由来している。日本の美術教育者の為したことは、日本の子どもたちにとって総合的に最も良い結果となるように西欧の思想や方法を注意深く選択したことであった⁽²⁰⁴⁾。

更に『美育文化』誌における戦後50年日本の美術教育の歩みを描いた文献を見てみよう。

③『美育文化』による戦後50年--美術教育50のキーワード

戦後美術教育を位置付ける50のテーマについて、その内実を問うことを企画し、この半世紀に美術教育が何を願い、育て、培い、また諦めてきたのかを改めて検証し、一つの道標とつくりたい『美育文化』誌の特集のテーマにしたがい50名の美術教育者が各々の視点から日本の戦後の美術教育を描いた⁽²⁰⁵⁾。

この50のキーワードは、遊び、INSEA、画塾、学校建築、カリキュラム、鑑賞教育、キミ子方式、教科書、久保貞次郎、工作・工芸教育、コンクール、色彩教育、障害児の造形教育、生活画、全造連、造形教育センター、DBAE、日本教育版画協会、日本美術教育連合、発達段階論、美術館教育、評価、マニュアル化批判、マンガ、領域、新しい絵の会、INSEA東京大会、学会、学習指導要領、環境教育、北川民次、教員養成、教科名、コア・カリキュラム、子ども論、コンピュータ、視聴覚教育、スロイド教育、全名美連、造形遊び、創造美育協会、デザイン、日本児童画研究会、バウハウス、ハーバート・リード、美術教育を進める会、フランツ・チゼック、マルチメディア、リカレント教育、

⁽²⁰⁴⁾ アレクサンダー・ワイルズ「日本の美術教育」『現代造形美術実践指導全集』、日本教育図書センター、1988年、153-156頁

⁽²⁰⁵⁾ 編集室「戦後50年—美術教育50のキーワード」『美育文化』VOL.45 No.8、1995年、7頁

造形遊び、ワークショップで構成されている⁽²⁰⁶⁾。

筆者が、この50篇の内容を通して見た結果、「遊び」、「ハーバート・リード」、「発達段階論」、「教員養成」、「創美」など戦後の日本の美術教育発展に関連する重要な諸論が溢れている。しかし、郷土との関わりがあるものを探ると、鈴木五郎氏が書いた戦後の日本の美術教育の二つの潮流の一つである「生活画運動」の歴史的流れにおける戦前、農山村を背景にした生活画の実況を描いているものしか掲載されていなく、予想とおりである国や郷土の伝統美術に関する論述が依然として見落とされている。

④排除されつつ日本の伝統美術

仲瀬氏と大橋氏が1993年8月14日にカナダのモントリオールで開かれたINSEA WORLD CONGRESSで「今日の日本の美術教育」をテーマとして発表した。「学制」の発足から現在までの日本の学校美術教育の発展過程における各時期の特徴を語ったこの発表では、日本の伝統的文化が学校教育から排除された原因について、いくつかの指摘がなされた。

まず、明治5年、フランスの教育制度に基づいた「学制」が頒布され、富国強兵・殖産興業の目標を達成するために、教育のシステムと内容は欧米のものをそのまま受け入れた。したがって、日本の伝統的文化が学校教育から排除された事態を招いた。

次に、1945年のアメリカの教育使節団の指導によりバージニアプランをもに行われた教育改革が、日本の皇国史観や教育勅語教育を中心とする教育を、権尊重の民主的人間の育成の教育へ導いた。したがって、戦後日本の教育は、伝統文化の継承や審美的価値観の形成などの問題よりも、子どもの解放主義路線が主流であった。学校の美術教育もこの流れに沿って、技術主義から、リードとローウェフェルトの美術理論を部分的に取り入れ、創造性豊かな子どもの育成を目的とする、個性尊重・表現重視の美術教育として発展してきた⁽²⁰⁷⁾。

この二つ政策により、日本の伝統美術が戦前から相変わらず学校教育の場から排除されつつ事態を招いた要因であると両氏は考えた。勿論、教師養成のカリキュラムの構成においても上述の流れと一致している方針が見られ、台湾は違って、国の伝統美術が取り入れられていない。その結果としては、学校の美術教師の多くは墨絵が描けなく、子どもたちが自分の国の伝統美術の技法を表現できないのは当然なことである。ただし、日本人にとって、義務教育を受けたが、自国の伝統芸術技法で表現できないことは当然であること、この筆にとって非常に不思議で不合理な現象は、日本以外には同じ例は見つから

⁽²⁰⁶⁾ 『美育文化』編集室前掲書、目次

⁽²⁰⁷⁾ 大橋皓也「今日の日本の美術教育」『教育美術』第618号、財団法人教育美術振興会 1993年12月、36-38頁

ないと思う。

(2) アイヌ造形を探りはじめる多元文化美術教育

戦後のこの領域の研究傾向については、大学美術教育学会学会と美術科教育学会の学会誌において、美術教育と多元文化との関わりに関する論文掲載状況を見ると、『大学美術教育学会誌』においては、1977年の第10号で掲載し始め、1999年までの各号に見られる関連論文は9本があり、全体452本の1.99%を占めている。『美術科教育学』においては、1991年の第13号で掲載し始め、1999年までの各号に見られる関連論文は6本があり、全体463本の1.30%を占め、前項と同じく『大学美術教育学会誌』より少ない傾向が見られ、掲載開始の時期も遅れている。

この三つの項目において、多元文化美術教育に関する論文の掲載割合は最も少ない傾向が見られる原因を探れば、この領域は美術教育研究にとって一つの新しい領域であり、欧米においても、約30年前の70年代から多元文化美術教育に関心を持ちはじめ、80年代から研究が盛んになってきた。具体的な例を挙げれば、ラチャール・マソン (Rachel Mason) 氏の著書『美術教育と多元文化主義』(『Art Education and Multiculturalism』)によれば、イギリスでは、60年代から多くの西インドや北アフリカの移民が入って、定住しはじめた。これらの移民家族の子どもたちにとって、多元文化教育課程が作られ、美術教育も多元文化の要素を取り入れ始めた⁽²⁰⁸⁾。70年代により、美術とデザインの指導における多元文化に関する報告、論説、書籍などの論著の掲載が増え、ケーススタディも行われていること⁽²⁰⁹⁾が述べられている。また、著者が主導した二つの小学生を対象とする事例研究と六つの課程の試みも紹介されている⁽²¹⁰⁾。

アメリカにおいても、1983年11月、『多元文化・異文化の美術教育研究』誌が、アメリカ美術による教育協会 (USSEA) により発行され始め⁽²¹¹⁾、この領域の研究に力を入れている。Walter Kaufmann の多元文化論における釈義、意義、未知論、弁証法を中心として論じている「芸術における多元文化教育の様式」⁽²¹²⁾、ペーリの黒船が日本に入港したときから論を展開する「日本の美

⁽²⁰⁸⁾ Rachel Mason (1988) Art Education and Multiculturalism, Croom Helm Ltd, p.69

⁽²⁰⁹⁾ Ibid, 70-71

⁽²¹⁰⁾ Ibid, 3, 5, 18, 39-41

⁽²¹¹⁾ Larry A. Kantner (1983) EDITOR, JOURNAL OF Multi-cultural and Cross-cultural Research in Art Education, USSEA, p.4

⁽²¹²⁾ Ralph Smith (1983) Froms of multi-culatural education in the arts, JOURNAL OF Multi-cultural and Cross-cultural Research in Art Education, Fall 1983 Vol. 1 No. 1, USSEA, pp.23-32

術教育の発展の文脈におけるアメリカの美術教育の影響を概観する」⁽²¹³⁾、民俗学のフィールト・ワークを用いて、全ての民族と彼らの芸術の価値を見い出す学習が述べられている「郷土芸術を研究する民俗学的方法：文化自覚に役立つ」⁽²¹⁴⁾、我々は郷土美術に対する認識の不足さを自覚することは一つの主要な学習であるを語り、北アメリカの高等教育において郷土美術研究を従事しているMacDowellの「郷土美術教育の研究は比較的の一つの新しい研究領域であり、その理論基礎はまだ統合されていないである」の指摘を引用しながら「我が校の美術教室における郷土美術について：いくつかの問題と検討」⁽²¹⁵⁾のような著者の実践経験を紹介するものなどが『多元文化・異文化の美術教育研究』において掲載されている。また、『芸術教育』誌（『ART EDUCATION』）においても、しばしば資料3-5のような学校における郷土芸術教育の事例研究が見られる。

それ故、日本において、多元文化に関する美術教育研究は少ない理由が明白になった。しかし、『大学美術教育学会誌』における最初の多元文化の美術教育研究の掲載年代は1977年であることを見れば、遅れていないと考えられる。

さて、『大学美術教育学会誌』と『美術科教育学』に掲載されているこれらの論文は、松本巖氏の「エルンスト・グローセの『芸術の始源』について 一環太平洋文化圏の発生への一考察」をはじめ、台湾、シンガポール、韓国、アメリカ、ドイツ、アイヌなどの国・民族の美術教育と日本の美術教育と関わりを論じている。

その中で、筆者が最も注目しているのは、『美術科教育学』第19号（1998年）、第20号（1999年）、第21号（2000年、集計に収められていないもの）に集録されている佐藤昌彦氏の「ムックリ（口琴）の教材化考（1）ーアイヌ民族の伝統的造形の教育的意義と造形教材としての可能性を探る」、「ムックリ（口琴）の教材化考（2）ーアイヌ民族の伝統的造形の教育的意義と造形教材としての可能性を探る」、「ヤラス（樹皮の鍋）の教材化考（1）ーアイヌ民族の伝統的造形の教育的意義と造形教材としての可能性を探る」の三つの論文である。

⁽²¹³⁾ Akio Okazaki (1984) An overview of the Influence of American Art Education literature on the development of Japanese Art Education, JOURNAL OF Multi-cultural and Cross-cultural Research in Art Education, Fall 1984 Vol. 2 No. 1, USSEA, pp.82-95

⁽²¹⁴⁾ Kristin G. Congdon (1984) A folkloric approach to studying Folk Art benefits for cultural awareness, JOURNAL OF Multi-cultural and Cross-cultural Research in Art Education, Fall 1984 Vol. 2 No. 1, USSEA, pp.5-13

⁽²¹⁵⁾ Kristin G. Congdon (1985). The study of folk art in our school's art classrooms somn problems and considerations JOURNAL OF Multi-cultural and Cross-cultural Research in Art Education, Fall 1985 Vol. 3 No. 1, USSEA, p. 65

この一連のアイヌ民族の伝統的造形の教育的意義を探る論文の発表時間は最近三年間のことであることと『大学美術教育学会誌』と『美術科教育学』に集録されている1998年までの論文には、アイヌ民族に関する研究が掲載されていないことを考えれば、日本の美術教育者は、1998年までアイヌ民族の美術工芸に対する関心を持ったなかったと言える。この影響は、図画工作・美術教科書の編集方針にも及んでいる。本章のはじめのところに述べられている筆者が行った台湾・日本・アメリカの小学校美術教科書の比較（『美術教育学』第19号p.150参照）におけるアイヌ民族が持っている豊かな文化遺産が、日本の小学校の図画工作教科書に全然見られないことは、台湾とアメリカの美術教科書の編集方針と異なっているといえる調査結果はこの影響を明らかに証している。

ところが、『中学校学習指導要領（平成10年12月）美術編解説』における第2学年及び第3学年の鑑賞内容には、従来のない「日本国内の文化遺産を取り扱う場合、東日本と西日本の美術文化の違いやアイヌや琉球の文化をはじめ各地域文化に見る造形などの独自性と性質や日本文化の多様性について着目させることも大切になる」⁽²¹⁶⁾が示されている。この新しい動きは、学校美術教育もアイヌや琉球など日本国内の少数民族への関心を喚起する務めになれるであろう。

（3）文化・世界観に見る環境問題

戦後のこの領域の研究傾向をまとめてみると、大学美術教育学会と美術科教育学会の学会誌におけるこのような美術教育と環境との関わりに関する論文掲載状況を見ると、『大学美術教育学会誌』においては、1981年の第14号に掲載し始め、1999年までの各号に見られる関連論文は13本があり、全体452本の2.88%を占めている。『美術科教育学』においては、1985年の第7号に掲載し始め、1999年までの各号に見られる関連論文は9本があり、全体463本の1.94%を占めて、前項と同じく『大学美術教育学会誌』より少ない傾向が見られ、掲載開始の時期も遅れている。

『大学美術教育学会誌』と『美術科教育学』両誌には様々な視点で環境教育を見る研究が80年代から次第に見られる。例えば、1981年の『大学美術教育学会誌』第14号に北海道教育大学札幌分校の寺井暢彦の「地域における自然と造形—集団実習による造形基礎教育の事例」と題する論文が最初に現われた。そして、1985年の『美術科教育学』第7号に上越大学大学院の阿部靖子「美術教育と環境—美術教育における学校環境と環境教育」、1987年の『美術科教育学』第9号に東京学芸大学の伊藤清忠「美術教育における環境教育」、1993

⁽²¹⁶⁾ 美術編作成協力者（中学校）前掲書、100頁

年の『美術科教育学』第14号に山口大学の岡田匡史「美術による環境教育—造形遊び、絵画、彫刻」などがある。

その中で、上越大学の阿部靖子の一連の研究が最も注目されている。

今年3月の第22回美術科教育学会においても、兵庫教育大学の森岡茂勝「自然との“共生”をめざす工作教育—生立木染色を中心として—」や、東京学芸大学大学院の鈴木斉「環境教育の視点に立つ造形教育の再考—“地域の自然”と関わる実践を通して—」など環境問題に関連する研究発表があった。

この学際間の提携的・相補的展開が期待されている環境教育における美術教育の役割を考えると、この領域の研究を続けてきた、岡田匡史氏は、美術教育に備える環境教育的諸事項を「自然、物、住環境、啓蒙、文化、世界観」の5項目と設けている。岡田氏によれば、「自然」に関しては、造形遊びの野外教育的展開の五感・全身を使う自然体験と、絵画・彫刻や自然物の構成での観察表現を軸に構想できる、自然の造形的諸性質を味わう審美体験の2種類の活動が考えられる⁽²¹⁷⁾。

「物」については、1.リサイクル、2.エコ・デザイン、3.物観の育成の三つの範疇を示した。1の主軸は工作活動やコラージュ・アサンブラージュ的諸表現と指し、2はゴミ問題、資源保護に配慮した産業デザインを指し、3は物と人間の調和的関係の回復を課題とする工芸を基調とするものである。

「住環境」については、景観認識を深める表現と鑑賞、建築・住環境をプランする環境デザインの2形態の活動が取り上げられた。

「啓蒙」においては、環境問題を主題化する視覚伝達デザイン、エコロジカル・アートの系譜に属する諸作家の紹介、発表の場の組織などが考えられる。

文化・世界観とは、多様な美術表現を通覧・比較鑑賞することにより、諸形態の自然認識を育んできた「文化・世界観」を学ぶ、文化横断的学習である。

つまり、美術教育には既に上述のような環境教育の要素を有し、環境教育の諸契機・諸可能性が潜在していると主張している⁽²¹⁸⁾。

⁽²¹⁷⁾ 岡田匡史「環境教育」『美育文化』VOL.45 NO.8、美育文化協会、1995年、17頁

⁽²¹⁸⁾ 同上、17頁

第5節 本章のまとめ

1. 文化の流れにおける伝統芸術

リードにより、農民芸術のような、人間にとって自然な本能の芸術活動は、徐々に丹誠を凝らし洗練していき、各々の優れる芸術を生じた過程を芸術における伝統であると呼ばれ、芸術の草の根であるとも考えられる。この芸術の草の根の活動の発展にしたがって、各時代のさまざまな偉大な芸術が生まれ、しかもその時代が等質性を保有していると指摘した。そして、日本芸術については、「イギリスのような産業主義の荒野におけるよりも、日本のような国においてのほうが、芸術の源泉たるべき形態や実質、色彩や有機的生命力への歓びを取り戻すことがはるかに容易であろう」と思い、その価値を強調している。

実際も日本では、数の多くの有形や無形の文化財が京都、奈良をはじめ、全国各地に保存されている。これら各地方の風土の結晶は、日本文化の発展の流れにおける時間と空間の座標軸に各自の地位を確立しており、芸術との関わりが極めて密接であることは周知のものといえる。その中でも、美術ジャンルに属するものが高い割合を占めている。

残念ながら、有形文化財・無形文化財などの文化保存で有名な日本において、国民が基礎教育を受ける時期に学校のカリキュラムに毛筆画のような伝統的美術技法を取り入れていないのは事実である。このことは、顕著に日本人は少なからず、どこか自国を恥ずかしいと思っているような影響を招いた。

ところが、日本を離れて暮らしたことで、日本を冷静に見ることができ、日本のよいところも見えるようになった戦後の学校美術教育を受けた世代は、「外国人は違う。彼らは自分の国や言葉に誇りを持っている。それに、自国の歴史や文化、伝統も熟知し、それを大切にしている。だから、彼らは自分の国について自慢するかのように話す。それは当り前のことだった。日本人とは違う。」と異文化に対して、客観的に評価することができる。自分の国の良いところも欠点も知っていて、自国の文化を誇りに思う人間であり、それを世界中の人々に自信を持って話せる人は真の国際人であるとの結論を得た。

2. 教育政策と文化政策との連携

筆者が1998年の1月29日に、日本の文化財保存・伝承と学校教育との関わりについて、当時の東京国立文化財研究所美術部の部長に伺った結果、文化財研究所は、平成7年から、東京芸術大学大学院の美術研究科文化財保存学専攻部門の研究と連携しながら、「システム保存学」の提携研究分野を設立し、本研究所の事業と教育の相互提携研究の幕を開いた新しい動きを聞いた。しかし、日本の従来文化財保護政策の方針が、教育的要素がほとんど配慮されてなかったことも知った。したがって、文化財保護政策を発足後、すでに130年も経過した、今日の現状は、かえて、日本国民の自国が文化に対する疎外感が更に深刻になってきている。日本には確立されたアイデンティティがあるかどうかのようなことを問われている筆者は、日本社会のこの矛盾した現象を通じて、文化政策が、ただ文化庁の施策に頼るだけでは、必ずさまざまな問題を招くという重要な示唆を得た。

振り返って見ると生き方や知恵を秘めた存在である文化遺産や伝統文化の価値の見直しに関する積極的な動きの一つは、「心の」教育と「生きる力」を育むという課題が挙げられている、現在の学校教育改革と伴い、文化政策においても、青少年を対象とする「地域子ども文化プラン」が見られる。

学校教育における具体的な新動向の一つは、総合化・地域化の方針が打ち出された。これらの総合化・地域化の方針は、一般教育課程編成と総合的な学習の時間の取扱いの二つの部分とも適用する方針である。

学校の美術教育においては、まず、指導要領には、戦後はじめての日本美術、郷土美術、日本国内の少数民族の美術工芸要素を表現と鑑賞に導入することが明らかに示されている。そして、いままで地域とは無縁とも考えられた閉鎖的な学校教育の扉を打開し、地域とのつながりを密接化に発展させようとする総合的な学習の時間と美術教育との関わりをどのように築いていくかという課題は、「芸術教育による総合的学習の試み」（渥美広剛・厚木市立萩野中学校）、「美術は総合学習の主役か」（辰巳豊・お茶の水女子大学附属小学校）のような美術科教育学会の研究発表の重要な課題になった。

また、3月中旬、つくば市立吾妻小学校において、子どもたちに「私は、習字を習っていますが、あの墨一色で絵を書いたことは、ありません。水墨画を描き、有名になった雪舟さんは、すごいなあと思いました。あの墨で、あんなにじょうずに書けるなんてびっくりしました。それから、水墨画が日本からだんだんと消えていくのは、とても残念です。だから、先生これからもっともっ

と水墨画の良い所をアピールしてがんばっていきましょう。」に感動させた前例のない「水墨画」体験教室も行われた。

このように、美術教育者や現場の教師や関係者は、さまざまな試みを展開している。

文化政策の動きを見ると、文化庁が企画した青少年を対象とする「地域子ども文化プラン」には、1.子どもたちの健全育成とともに伝統文化の継承と発展を図るため、文化財を活用したふるさと文化継承活動支援事業、日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース）、ふれあい歴史のさと事業、2.子どもたちが美術作品等に親しむことができるように、展示の工夫など環境の醸成を図る、美術館・博物館等における活動の充実の地域性を持つ二つの確実に美術教育の役割を果たすものが見い出される。

この各地域、学校の有形・無形の資源を生かし、「文化」の基盤にたって構築されたプログラムは、新学習指導要領の実施と緊密して一体化し、相互提携すれば、従来の美術教育に新たな展開の局面を与えられると可能性がある。

3. 伝統的・郷土的美術教育研究への期待

戦後日本における郷土美術教育に関する研究は、「表現」や「創造」を中心とする美術教育の最も盛んである時期に臨み、学校教育現場から排除され、わずかな実績を残して、50余年の歳月を過ごした。したがって、郷土美術は、各地の風土文化の命が宿ってあることにも関わらず、戦前の曲折の道を辿ってきて、戦後になると、同様に日本の学校教育現場から排除されつつ、さらに、50余年の衰微な歳月を過ごしてきた。

幸いに、筆者が、昭和27年～昭和57年の大学美術教育学会における研究発表、『大学美術教育学会誌』第1号～第31号、『美術教育学』第1号～第20号の三つの発表データを調べた結果、郷土美術教育に関連する研究発表は42あり、掲載論文は134本ある。この結果は、筆者が立った日本の美術教育者はこの国や各地方の伝統美術・工芸についての研究や論著をすでにある程度累積してきた場合、この成果をこれからの地域（郷土）に根差す学校美術教育の発展の基盤として応用すれば、さほど問題にはならないという仮説に合致していると考えられる。しかも、この134本の論文は、こらからの伝統的・郷土的美術教育の展開にとって重要な参考文献であると筆者は信じている。

これらの郷土美術教育に関連する研究発表・論文の種類を分けてみれば、日本の伝統的・郷土的美術・工芸教育に関連するものが最も多く見られる。もし、これらの研究成果を生かし、第1章の美育風土で述べられている日本各地の特色ある豊かな美育資源の開発を加えれば、これらの資源は、戦後日本の学校美

術教育における西洋に偏って、伝統的・郷土的教授が皆無の現象を緩和するに役立つであると思う。

データにより、多元文化美術教育・環境教育に関連する研究は、西洋に遅れないほど早い時期に進行されている。その中で、日本国内の少数民族であるアイヌ民族の美術工芸に関連する研究は、新中学校美術科学学習指導が示している方針と一致して、日本の美術内容が整える方向へ進んでいく一つの示唆とも言える。

現在、日本の郷土美術教育は、本章の考察において述べられているような百年に近く、学校教育現場や美術教育研究に無視されてきた問題を抱え、21世紀初頭に実施し始める「総合化・地域化」の日本の新しい小・中・高校の教育課程に直面している。

筆者は、本章第3節に述べられている戦後における郷土美術教育に関連する134本の貴重な研究が、美術教育者、学校現場の教師に新しい学校美術教育の推進においてどのように生かされるかについて、大変興味深く注目している。そして、これからの日本の学校美術教育は、筆者が主張する洋の東西を問わず、「創造と伝承」の目的、「個人的と社会的」価値、「自国的と国際的」内容など諸要素の「バランス」をとることが大変重要である方向へ発展していくべきであると考えられる。その上、21世紀は日本の学校における郷土美術教育研究の新しい紀元を迎えられる世紀であろう。